

此機會を以て一部の道路は擴張せられ整理せられたり、家屋建築の如きは新たに建築規則を制定して不充分ながらも兎も角舊態を止めずなれり。此點よりせば北區の火災は實に大阪市の市區改正に取り怪我の功名となりき。去れど斯る大災厄は再び之を待つべきにあらず、又再びあるを希ふべきにあらざるが故に、何かの好機會に乗じて假令少部分宛にても市區の改良を圖り體面を改め行くは實に刻下の急務たらずんばあらず。其れかあらぬか曩に第二期線第三期線の市營電鐵線路を計畫せしときの如き、全市の線路幅員を大約六間乃至八間と制定せしものが、例の北區燒跡線即ち福島會根崎線、會根崎天滿橋筋線の幅員を全部十二間とし、複線軌道の兩側に車道を置き、更に其兩側面に人道を設け市街の體裁に一の美觀と便利とを添へし以來、東區船場の中樞たる堺筋線の如き、北濱線の如き、乃至は東西を駛る靱本町線の如き、孰

れも八間の豫定なりしものに四間を加へて十二間とし、例の北區燒跡線に倣はんとす。其他今後敷設すべき線路にありて、街區繁榮の場所にありては十間乃至十二間の用地を買収して大に市區の體裁を保持せんとするもの、如し、隨て之に要する用地費等も亦自ら増加すべきは數の免れざる所ならんも、市民は財力の許す限り此舉を贊せざるものなきや勿論なり。最初市が都市政策としての市營主義を把持し、第二期第三期の市街線を設計せし當時にありては、之に要する用地費其他總ての建設費として第二期線に參百六拾萬圓、第三期線に壹千四百四拾萬圓合計壹千八百萬圓を計上して市會の議決を経たり。然るに第二期線を完成し第三期線の工事に着手せんとするや、線路の延長、用地の騰貴、幅員の擴張等の事あり、爲に當初の設計に幾多の變更を來し、到底最初の壹千八百萬圓を以てしては其全部を完成すべくもあらず。此に於

て理事者は精査覆究の末原豫算の上に更に壹千七百萬圓を増加するの案を具して市會議決を求め、明治四十四年五月内國債に依りて右の内壹千萬圓を募集し、最初よりの建設費を參千萬圓に増加したり。去れば大阪市の電氣鐵道に放下せる總資本額は一見參千萬圓を要せしものゝ如くなるが、去りながら此參千萬圓を以て直に電氣鐵道のみに放下せるものと斷するは少しく早計に失せるものと云はざるべからず。何となれば單に電氣鐵道其ものゝ目的よりせば其道路幅員の如きも實は六間乃至八間を有すれば足り、十間乃至十二間の道路幅員を作るは畢竟或る意味に於ける市區改正を實行しつゝあるものなればなり。去れば現今の如く別に市區改正費としての特別豫算を設定せずして、單に電氣鐵道建設費より之を支辨するときは、其放下せる資金に對する利益計算の如き別底豫期の數字を示すこと能はきるに至るや素よ

り知るべきなり。されど何れにしても齊しく市民の頭上に蒙るべき負擔なるが故に、之を何れの名稱よりするも斯る機會に依りて、知らず識らずの間に市民が多年の宿望たる市區の改正を實行し行くは蓋し恐らく進歩せる市民の理想とする所なるべく、同時に吾人は飽く迄も大阪市が他の都市に卒先して實行せる市營主義の成效を多とし且つ祝せずんばあらざるなり。

私營軌道及鐵道との聯絡

交通機關の整備が市民の福利を増進するに偉大の貢獻をなすべきは固より言を俟たざる所、然も市營軌道の範圍は自ら限定せられ、廣く市民の要望を満たす能はざるの憾なしとせず。此を以て大阪市は其根本主義に背反せざる限り市内に在りて市自ら軌道を敷設するに至らざ

る線路に對し、報償契約を締結して私設會社の經營を許可し、又市の内外の往復を便にする爲市外に通ずる私設會社と軌道の共用及電車共用の契約を締結して市の内外の聯絡を便利ならしめたり。以下各社との契約要項を説明すべし。

契約の第一著は阪神電氣鐵道株式會社にして、同社との契約は最初市營電氣軌道線路中梅田停車場前より大江橋北詰に至る線路に會社使用の電車を使用せしむる爲市に於て之を建設し、會社は自ら之を運轉して市所定の乗車賃を徴收し而も之を會社自身の所得となし、而して之が報償として該線路の建設費を約十五萬圓と見積り、會社より市に對し一ヶ年一萬五千六百圓の使用料を納付すべしと云ふにあり。されど本契約は其實行上に於て種々の故障を生ぜし爲に、更に案を改めて梅田停車場前より大江橋南詰までに至る線路を會社に使用せしめ、其

乗車賃は會社の所得となし、市は之が建設、送電、及軌道修繕の義務を負擔し、其代りに會社は報償金として一時金六拾五萬圓を市に納付すべき趣旨を以て相互の間に交渉を開始せしも、本線路に運轉し得べき會社の車輛數及契約の存續期間に關し議合はず、遂に府知事の仲介を煩はせしも不調に終りき。其後明治四十年十二月市と京阪電氣鐵道株式會社との契約締結に際し、再び阪神電氣鐵道株式會社と三者間に、梅田停車場前より大江橋を経て今橋東詰に至る線路使用の契約成らんとせしも亦敗れ、四十一年六月市會に於て却て該線路に會社の使用加入を許すべしとの建議成立するに至りしを以て、此に再び交渉を開始し、遂に三者間に議纏り、同年九月二十二日市會の議決を経て之を締結したり。其契約書左の如し。

契約書

第一條 本契約書に於ては大阪市を市と稱し、京阪電氣鐵道株式會社を甲會社と稱し、阪神電氣鐵道株式會社を乙會社と稱す

第二條 市は梅田停車場前より大江橋を経て今橋東詰に至る其電氣軌道線路(以下之を本線路と稱す)の幅を十二間(今橋は十間)とし之に甲乙兩會社の電車を運轉するに必要なる設備をなすべし

第三條 市に於て本線路全部の營業を開始したるときは市は其營業時間中每一時間甲乙兩會社各十二往復を限り兩會社の電車を本線路に使用運轉すべし
前項兩會社の電車往復數は其合計一時間二十四往復を超過せざる限り甲乙兩會社は市と協議の上之を増減することを得

第四條 臨時の事故に因り京部大阪市間若しくは大阪市神戸市間直道の電車運轉數一時間十二往復を超過するときは前條の制限外に於ても市は其營業に差支なき限り甲若しくは乙會社の電車を本線路に使用運轉すべし

第五條 前二條の場合に於ける電車賃金は總て市の所得とし市は電車使用料として一車一哩に付金七錢を甲若しくは乙會社に交附すべし

第六條 前條の使用料金は每一ヶ月分を翌月十日迄に交附すべし

第七條 甲乙兩會社は本線路に運轉せんとする其電車の設備に關しては豫め市

に協議し其同意を得ることを要す但本契約締結當時乙會社の使用せる電車若しくは之も同等なる電車に對して市は之を使用運轉すべし

第八條 市に於て甲乙兩會社の電車使用中故意若しくは過失に因り破損したるときは之を修繕すべく尙修繕中は一車一日に付金七圓の賠償金を交附すべし

第九條 甲乙兩會社は各金貳拾壹萬圓宛を左の期間内に市に交附すべし

一金六萬圓 市が本線路の工事施行の認可を得たる日より三ヶ月以内

一金五萬圓 同六ヶ月以内

一金五萬圓 同九ヶ月以内

一金五萬圓 同一ヶ年以内

第十條 當該官廳の命令に因り市に於て今橋の幅員を十間以上に擴張せんとするときは前條の交附金は十間以上の擴張一間に付甲乙兩會社各金七千五百圓宛を増額するものとし増額金は市が本線路の工事施行の認可を得たる日より一ヶ年以内に之を交附するものとす

第十一條 市は前二條の既納金に對し本線路全部營業開始の日迄一ヶ年に付百分の六に相當する金額を甲乙兩會社に交附すべし

第十二條 市に於て天滿橋南詰より今橋東詰に至る間の電氣軌道線路の營業を

開始するに至る迄は本線路全部の營業開始後と雖も前條の金額を甲會社に交附すべし

第十三條 本契約締結の日より三十ヶ年の後に於ては何時にても市は本契約を解除することを得但此場合と雖も第九條及第十條の交附金は之を還附せず

第十四條 甲乙兩會社は本契約の履行に關し連帶の義務を負ふ

第十五條 本契約は甲乙兩會社の株主總會の同意を得ざるときは其効力を失ふものとす

本契約の全部又は一部の履行に必要な當該官廳の許可又は認可を得ざるときは其全部又は一部は効力を失ふものとす

明治四十一年九月 六日

市が本契約と同時に別に契約を締結せるものは京阪電氣鐵道の大阪基點たる天滿橋南詰より市營線路たる今橋東詰に至る軌道電車の共用契約なり。本契約の要旨は市は該線路に京阪電氣鐵道會社の電車運轉に差支なき線路を敷設し京阪電氣鐵道の電車をして市營電車の營

京阪鐵道の野江線

業時間中每一時間三十往復を限り運轉せしめ、且つ之が收得せし乗車賃金は總て會社の所得たることを承認し、而して會社は之が報償として金參拾八萬圓を四回に分ちて之を市に交附すべしと云ふにあり、蓋し本契約の主眼とする所は大阪市を一貫せる京阪神の連絡を全ふせんとするものなるが、先是別に明治四十年三月四日京阪電氣鐵道株式會社の發企人と大阪市との間に契約せられたる所謂京阪鐵道の野江線なるものあり、其要旨は會社に於て阪神線の梅田停留場と京阪線の野江停留場との間に軌道を敷設する爲、市は市内に於て北區北野角田町より北野高垣町、天神橋筋西二丁目、同三丁目、同七丁目を経て淀川を渡り善源寺町を過ぎ東成郡榎並村大字野江に達する線路敷設を承諾し道路使用に充分の便宜を與ふることを約し、會社は營業開始後天神橋筋以西梅田に至る線路の敷設實費の千分の二十五を毎年市に納付

し、若し特許狀下附の日より四ヶ年經過の後前記線路に於て營業を開始せざるときは、其開始に至るまで毎年五千圓宛を納付することを承諾し、又開業後十年間を經過せし後、建設費の實費を以て、市に其營業權を讓與すべしと云ふにありしも、不幸本線は遂に主務省の特許を得るに至らざりしを以て、本契約も一旦自然消滅に歸(其後更に天満橋二丁目より京阪線野江に連續すべき契約と變更せり)したり、然るに同年七月箕面有馬電氣鐵道株式會社の發企人より同一線路に對し同一條件の下に契約せんことを申出たるを以て、同年八月六日市會の議決を経て之を承認したり、是れ即ち箕有會社が所有する野江線なるものにして、其後同會社は明治四十四年八月を以て用地買収に従ひ線路敷設の準備に着手したり。

次に軌道電車の共用を契約せしは現に南海鐵道の所屬となれる當時の浪速電氣軌道株式會社なり、同社の特許線は天王寺西門前を起點として住吉神社前に達するものにして、契約の要旨は市營線路中天王寺西門前より天満橋南詰に至る線路(第三期線中上本町線、谷町線、及兩線路を接續すへき玉造線の一部)に會社の電車を一時間二十五往復し、全部營業開始より五ヶ年以後三十往復を限り運轉せしめ、其賃金を會社の所得とし、本線工事執行の認可を得たる日より一ヶ年以内に割拂を以て金百參拾萬圓を會社より納付せしめ、會社の電車運轉に必要な電力の供給並に軌道及電線路の維持修繕を負擔し、既納割拂金に對しては營業開始の日まで年百分の六に相當する利子を仕拂ひ、開業後五年を經過したるときは百參拾萬圓を還附して何時にても契約を解除するを得ることゝしたり。

其後明治四十二年大阪市大火の結果該燒跡に對し市區改正を意味せ

る道路擴築の議あり、即ち市は此際を利用し曩に市會の議決を経て主務省に對し許可の稟申中なる第四期線の内福島天滿橋線を變形して福島會根崎線なるものを設計し、其筋の許可を稟申せしに、詮議の末阪神線の特許線と距離餘りに接近せるの故を以て市と阪神會社と軌道の共用を協定することゝして許可せられたるを以て、爾來相互の間に數々接衝往復を重ね、遂に市營線梅田渡邊橋間の交叉點たる櫻橋停留場以西を兩者の共用となすことに決し、之が契約を締結したり、其契約條項の主なるものは共用區域の線路幅員を十二間とし、之が建設に要する費用(用地費、移轉費、工事費、諸雜費其他一切の費用)は會社より其半額を納付し、完成後の線路敷其他共用區域の總ての設備は市の所有として市に於て之を管理することゝなし、會社は渡邊橋交叉西部分岐點以西に避線を設け其使用せる電車を一ヶ年九萬往復を限り運轉し、若

し其數を超過したるときは一往復一車に付金五拾錢を市に納付すべしと云ふにありき。

以上叙述せる諸契約に基き稽ふるときは先づ阪神電車は市營線の今橋に至り、京阪電車は天滿橋の起點より更に進んで今橋に入り、南海線の浪速電車は天王寺西門前の起點より天滿橋に至り、更に近き將來に於て同起點より難波湊町の各停車場を経て梅田に馳せんとす、此以外梅田にては官線東海道線及箕面有馬線に接続し、湊町にて名古屋行の關西鐵道に連絡を保ち、高野鐵道には第三期線中の道頓堀線(第二期線の鯉坐橋より程遠からず)の完成に依りて接続すべく、更に和歌山行の南海電車には難波にて接続し、又同線の並行線たる阪界電氣軌道竣成の曉に至らば日本橋五丁目の市營電車停留場にて直に之に移乗することを得べきが故に大阪濱寺間は二重の交通機關を有する譯となる

べし、其他奈良軌道は起點を上本町六丁目に置き沿道の小都邑を経て奈良に至らんとし、之等全通の曉には我が大阪市の交通連絡は實に全國都市に見るべからざる整備を全ふするに至らん、市と各社と締結せし乗入契約書は左の如し。

阪神電氣鐵道株式會社並に京阪電氣鐵道會社との連帶契約書は本文中に掲記せしを以て略す

△阪神電氣鐵道株式會社軌道共用契約書

(明治四十三年五月四日市會議決)

夫大阪市(以下市と稱す)阪神電氣鐵道株式會社(以下會社と稱す)間に大阪市の特許出願中に屬する曾根崎福島線中渡邊橋筋より北區上福島中五丁目官線西成鐵道跨線橋迄の軌道共用條件に付左の通り契約を締結す

第一條 北區上福島中五丁目連絡點より渡邊橋筋交叉點迄は市に於て建設し會社に軌道を共用せしむるものとす

第二條 共用區域は線路幅員は十二間とし其建設に要する費用(用地費、移轉料、工

事費、諸雜費其他一切の費用)は會社より其半額を市へ納付するものとし其完成

後の線路敷其地共用區域の總ての設備は市の所有とし市に於て之を管理す

第三條 共用區域内に於ける車輛の運轉は市の運轉監督者の指揮に従ふべきものとす但運轉及信號方法に就ては双方協議の上別に之を定む

第四條 共用區域の乗車賃は各使用車輛に對するものを各自の所得とす但會社の乗車賃は豫め市の承諾を受けて之を定むべきものとす其變更のとき亦同じ會社の車輛運轉度數が一ヶ年を通じて九萬往復を超過するときは其超過したる一往復一車に付金五十錢を市に納付するものとす但本項の規定は會社の營業時間を伸縮することあるも之を變更せざるものとす

前項に於て一車と稱するは會社が現に使用せる八拾二人乗「ホーヤ」式電車を標準として將來市の承認を得て車輛を變更する場合には其乘客定員の割合を以て之を換算するものとす

第五條 渡邊橋筋交叉西分岐點以西に會社の負擔を以て避線を設くるものとす但其設備構造等は總て市の承認を経へきものとす

第六條 共用區域に要する線路維持費、電力料、運轉監督、線路番人に要する費用は運轉車輛數に比例して毎月其割合を定め各自の負擔とす但車輛の換算方法は

各定員数の割合を以て之を定む

第七條 渡邊橋筋交叉點より梅田停車場前間を會社の乗客を市の電車にて輸送する爲め一ヶ年金三千圓を會社より市に納付するものとす

第八條 明治六十八年三月に至り會社が更に營業の特許を受け本契約の軌道を共用せんことを希望するときは双方に於て更に其條件を協議して此契約を繼續するものとす但協議不調のときは市及會社に於て各自二名の調停委員を選定し其裁決に従ふべく萬一其調停委員の意見一致せざるときは主務官廳に請ひ其選定に係る一名の委員を加へ五名の委員に於て過半数を以て之を決す

第九條 此契約を實行するがため必要なる事項は双方協議の上之を定むるものとす

明治四十三年五月二十五日

阪神電氣鐵道株式會社

専務取締役 今 西林 三 郎

大阪市參事會 大阪市長代理

大阪市助役 後 藤 玉 城

▲京阪電氣鐵道株式會社契約書

(明治四十一年九月廿二日市會議決)

大阪市及京阪電氣鐵道株式會社は交通機關の速成と其統一を以て公衆の便益と認め市は今橋東詰天滿橋南詰間の電氣軌道線路を敷設し其線路に會社の電車を運轉せむが爲熱誠の結果契約を締結すること左の如し

第一條 本契約書に於ては大阪市を甲と稱し京阪電氣鐵道株式會社を乙と稱す

第二條 乙は大阪市内に於ける其電氣軌道線路の天滿橋南詰を起點とし左の線路に變更すべし

東區京橋一丁目天滿橋南詰に起り天滿橋の上流に於て寢屋川を渡り(寢屋川に架する橋梁は電車専用橋とす)將基島を経て北區網島町八十八番地先に至る里道

前項終點より東野田町四百六十五番地に至る新設道路

前項終點より同町百七十五番地に至る里道

前項終點より郡市境界に至る専用軌道敷

第三條 甲は當該官廳の特許を待て天滿橋南詰より今橋東詰に至る線路以下之

を本線路と稱す)にての電車に運轉に差支なき電氣軌道を敷設すべし

第四條 前二條は本契約締結後遲滞なく之を履行することを要す

第五條 甲に於て本線路全部落成したるときは甲は其營業時間中每一時間三十往復を限り乙が其電車と本線路に運轉し乗車賃を其所得とすることを承諾すべし

前項の乗車賃金額は甲の認可を受けたるものと同一とす但大阪市内に入り若くは大阪市内に出する乗客に對しては乙は本線路の乗車賃を減額することを不得

第六條 乙は本線路に運轉する電車の設備及運轉の方法に關し豫め甲に協議し其同意を得ることを要す

第七條 本線路に於て乙の電車運轉に必要な電力の供給並に軌道及電線路の維持修繕は甲の負擔とす

第八條 乙は金三十八萬圓を左の期間内に甲に交附すべし

一金拾萬圓 甲が本線路の工事施行認可を得たる日より三ヶ月以内

一金拾萬圓 同六ヶ月以内

一金拾萬圓 同九ヶ月以内

一金八萬圓 同一ヶ年以内

第九條 甲は前條の既納金に對し本線全部落成の日迄一ヶ年に付百分の六に相當する金額を乙に交附すべし

前項の金額は之を日割計算とし毎年三月及九月末日に於て前六ヶ月分を交附すべし

第十條 甲は本線路全部の營業開始の日より十ヶ年後に於ては何時にても金三十八萬圓を乙に交附して本契約を解除することを得

第十一條 本契約終了の後甲は其營業時間中每一時間三十往復を限り相當條件を以て本線路に乙の電車を使用することを承諾すべし但乗車賃金は總て甲の所得とし甲は乙に電車使用料を交附するを要件とす

第十二條 甲に於て今橋東詰より東横堀川に沿ひ上大和橋東詰に至る電氣軌道線路の特許を得たるときは相當條件を以て乙の電車を其線路に使用運轉することを承諾すべし但其線路の道路幅八間以上の擴築に要する費用及乙の電車を運轉する爲線路建設に要する特別の費用は乙より甲に交附すべし但乗車賃金は總て甲の所得とし甲は乙に電車使用料を交附するを要件とす

第十三條 乙は其電氣軌道線路と北區相生町其他に於ける國道との連絡を便に

する爲工費金五千圓を營業開始以前に甲に交附し甲は備前島橋及野田橋の擴張を爲すへし

第十四條 本契約は乙の株主總會の同意を得ざる時は其效力を失ふものとす
本契約全部又は一部の履行行に必要ある當該官廳の許可又は認可を得ざる時は其全部又は一部は效力を失ふものとす

明治四十一年九月廿六日

大阪市參事會

大阪市長 山下 重威

京阪電氣鐵道株式會社

專務取締役 渡邊 嘉一

△南海鐵道株式會社電氣軌道共用契約書(浪速線)

(明治四十一年十一月四日市會議決)

第一條 本契約書に於ては大阪市を甲と稱し大阪電東鐵道株式會社を乙と稱す
第二條 甲は其經營に係る電氣軌道線路中天王寺西門前より天滿橋南詰に至る線路(上本町線谷町線及兩線路を接続すへき玉造線の一部を謂ふ以下之を線路

と稱す)に乙の電車を運轉することを承諾す

第三條 甲に於て本線路の一部若くは全部の營業を開始したるときは乙の電車を一時間に付二十五往復(全部營業開始より五ヶ年以後は三十往復を限り運轉せしむるものとす)

前項の電車賃金は總て乙の所得とす但其賃金額は甲の認可を受けたるものと同一とす

第四條 乙は本線路に運轉する電車の設備及運轉の方法に關し豫め甲に協議し其同意を得ることを要す

第五條 上本町線及谷町線に於ける甲の電車運轉數は一時間に付十五往復を超過せざるものとす

第六條 本線路に於て乙の電車運轉に必要な電力の供給並に軌道及電線路の維持修繕は甲の負擔とす

第七條 乙は金壹百三十拾萬圓を左の期間内に甲に交附すへし

一金參拾萬圓 甲が本線路工事施行の認可を得たる日より三ヶ月以内

一金參拾萬圓 同六ヶ月以内

一金參拾萬圓 同九ヶ月以内

一金四拾萬圓 同壹ヶ年以内

第八條 甲は前條の既納金に對し營業開始の月まで壹ヶ年に付百分の六に相當する金額を乙に交附すへし但本線路の一部に於て營業を開始したるときは前條の納付金を本線路の哩數を以て除し之に既開業線の哩數を乘したるものを前條の既納金より差引したる殘額に對し一ヶ年に付百分の六に相當する金額を交付するものとす

前項の金額は之を日割計算とし毎年六月及十二月末日に於て前六ヶ月分を交付するものとす

第九條 甲は本線路全部營業開始より五ヶ年後に於ては何時にても金一百三拾萬圓を乙に交付して本契約を解除することを得

第十條 本契約終了後甲は相當條件を以て本線路に乙の電車を運轉せしむることとを承諾すへし但乗車賃収入は總て甲の所得とし甲は乙に電車使用料を交付することを要件とす

明治四十一年十一月十五日

大阪市事參會

大阪市長 山下 重 威

大阪電氣鐵道株式會社

社長取締役 土 居 通 夫

取 締 役 淺 野 總 一 郎

取 締 役 阿 部 彦 太 郎

右 代 理 人 太 田 政 之

▲南海鐵道株式會社電車共用契約書

(明治四十年十一月四日市會議決)

第一條 本契約書に於ては大阪市を甲と稱し大阪電車鐵道株式會社を乙と稱す
第二條 甲は其經營に係る電氣軌道線路中天王寺西門前より難波停車場前及港町停車場前を至て梅田停車場に至る(路線以下之を甲の線路と稱す)乙の電車を
使用運轉することを承諾す

前項により運轉する電車の數は甲の定むる所とす

第三條 前條の場合に於ける電車賃金は總て甲の所得とし甲は電車使用料として一車一哩に付金三錢五厘を乙に交付すべし但一日を通算し一車一時間の平均運轉哩數六哩に達せざる時と雖も一車一時間に付六哩分の使用料を乙に交

付するものとす

第四條 乙は甲の線路に運轉せむとする電車の設備に關して豫め甲に協議し其同意を得ることを要す

第五條 甲は其都合により所有の電車を乙の經營に係る天王寺西門前起點より住吉神社終點に至る電氣軌道線路(以下之を乙の線路と稱す)に於て乙は使用運轉せしめ第三條に準じ使用料を乙より交付せしむることを得

前項の電車の數は當日第二條に依り甲の使用運轉する乙の電車の數の二分の一を超過せざるものとす

第六條 乙の冀望により甲の電車を乙の線路に使用運轉せしむるときは甲は其營業に差支なき限度に於て之に應ずべく此場合に於ては乙は第三條に準じ一車一哩に付金四錢を甲に交付するものとす

第七條 乙は豫め其線路に甲の電車を運轉するに適當なる設備をなすべし

第八條 第三條第五條第六條の使用料金は每一ヶ月分を翌月十日迄に交付するものとす

第九條 當時者双方は相手方の電車を使用中故意若くは過失に依り破損したる時は之を修繕すべく尙修繕中は一車一日には金三圓五十錢の賠償を相手方に

交付すべく但修繕中に之に代ふるべき電車を相手方に使用せしめ賠償金の交付に代ふることを得

第十條 甲が梅田停車場より天滿寺町を経て天滿橋南詰に至る其電氣軌道線路業の營を開始したるときは該線路は本契約の甲の線路に追加するものとす

乙が其電氣軌道線路を住吉神社前以南に延長したる時は其延長線は本契約の乙の編路に追加するものとす

第十一條 本契約の朝間は締結の月より七ヶ年とす

明治四十年十一月十五日

大阪市參事會

大阪市長 山下 重 威

浪花電氣軌道株式會社

社長取締役 土 居 通 夫

取 締 役 淺 野 總 一 郎

取 締 役 阿 部 彦 太 郎

右代理人 太 田 政 之

備考

大阪電車鐵道株式會社は明治四十年十月卅日付を以て浪速電氣軌道株式會社と改名し同四十二年十二月廿四日南海鐵道株式會社に合併せり

▲箕面有馬電氣軌道株式會社契約書

(明治四十年九月二日市會議決)

第一條 本契約書に於て發起人と稱するは箕面有馬電氣軌道株式會社發起人を謂ふ

第二條 發起人は其會社をして別紙の通り契約を締結せしむべし

第三條 發起人は其會社の創立總會に於て前條の契約締結法に必要な議決を求むべし

發起人は前項の議決を経たる日より三十日以内に其會社をして前條の契約を締結せしむべし

第四條 發起人は會社を成立すること能はざる場合及會社成立の上出願せざる時又は創立總會の否認其他自己の責に歸すべき事由に因り其會社をして第二條の契約を締結せしむるを得ざる時は違約金參拾萬圓を大阪市に納附すべし

第五條 發起人は本契約に關して連帶の責任を負ふ
發起人は其加名を取消したる場合にも本契約に關する債務を免かるゝことを得ず

第六條 本契約は發起人の出願したる電氣鐵道の敷設に對し當該官廳の特許を得る能はざるときは其効力を失ふ

第七條 各當事者は相當の期間内に大阪市會及株主總會の同意を経るに必要な手續をなすべし

此契約は大阪市會の同意を得る能はざるときは其効力を失ふ
明治四十年八月六日

大阪市參事會

大阪市長 山下重威

箕面有馬電氣軌道株式會社

發起人 田艇吉外六名總代

大阪市南區天王寺烏ヶ辻町五千七百五十一番地

小林 一三

契約書

(明治四十年九月二日市會議決)

第一條 本契約書に於ては大阪市を甲と稱し箕面有馬電氣軌道株式會社を乙と稱す

第二條 甲は市内に於て乙の延長軌道市内北區北野角田町より北野西之町北野高垣町本庄横道町本庄東權現町本庄葉村町本庄中野町本庄黑崎町天神橋筋西二丁目天神橋筋六丁目天神橋筋東三丁目天滿橋筋西三丁目天滿橋筋七丁目を経て樋の口上の町に於て淀川を渡り善源寺町を過ぎ東成郡榎並村大字野江に達し京阪電氣鐵道株式會社線路に接續を敷設することを承諾し其道路使用に關し充分の便宜を供すべし但道路使用に必要な費用は乙之を負擔すべし

第三條 左記各號の一に該當する場合は乙は豫め甲の承諾を經べし

一 合併又は商法第二百二十一條第二號に由りて解散せんとするとき
二 存立時期解散の事由取締役の員數に關する定款の設定又は變更を爲さむとするとき

三 第二條の線路を變更し又は延長せむとするとき

第四條 乙は軌道を敷設する道路及新設の軌道敷を全部巾八間以上となすべし乙は新設の橋梁及軌道敷を全部一般の自由通行の用に供し其設備を爲すべし

—(188)—

第五條 乙の營業開始の日より十ヶ年以上經過の後甲に於て自ら營業せんか爲め第二條の線路の全部又は一部(營業權を含む)の買収を希望するときは乙は何時にても建設費を以て之を甲に讓渡すべし

前項の場合には甲は乙に其希望を六ヶ月以前に豫告すべし

乙は營業開始の日より三ヶ月以内に建設費の金額を甲に通告すべし但甲の請求あるときは乙は建設費の細目を證明すべし

營業開始後に於ける線路の修繕及加工費用は甲の承諾を經たる場合の外之を第一項又は前項の建設費に加算することを得ず

第六條 乙は營業開始の後天神橋筋以西梅田に至る線路の建設費の一百分の二十五に相當する金額を毎年甲に納付すべし
但最初の一ヶ年は千分の十とす

前項の金額は之を二分し毎年六月及十二月の廿日迄に各其一半を納付すべし

第七條 前二條に於て建設費と稱するは用地費土工橋梁費溝渠費伏樋費軌道費停留場費電線路費信號線費及以上の工事監督費を合算したる金額を謂ふ

第八條 乙は特許狀下附の日より四ヶ年以上經過の後第六條の線路に於て營業を開始せざるときは其開始に至る迄毎年五千圓を甲に納付すべし

—(189)—

第六條第二項は前項の場合に之を準用す

第九條 甲は乙の全線營業開始後に於て乙の希望あるときは相當の條件の下に甲の指定に係る甲の經營線路に乙の電車を運轉せしむることを承諾すべし
第五條第一項の規定により甲が乙の線路の一部を買収したる時も亦前項に準す

第十條 乙は本契約に違反したるときは違約金三拾萬圓を甲に納附すべし

乙に於て商法第二百二十一條第三號に依り解散し甲に對し第五條第一項の義務を履行する能はざるときは甲に損失補償金三拾萬圓を納附すべし

明治四十二年八月十四日

大阪市參事會

大阪市長 山下 重 威

箕面有馬電氣軌道株式會社

社長 岩 下 清 周

大阪市の行政及財政

市行政の一斑

歴代の市長—市行政の組織—事務の分掌—主なる市政當局者

大阪市の沿革は既に前に述べしが、今日の市行政を記するに當り、少しく市制實施後の経過を記述せんか。即ち政府が明治二十二年四月を以て市町村制を施行するや、從來東西南北の四區を統べて大阪市と稱する事となり。此處に大阪は初めて法律上の市となりぬ。但當時は東京、京都と共に特別市制を實施されたるを以て、時の知事西村捨三氏は市長の事務を管掌したるが、三十一年十月一日特別市制の廢止となるや、即ち市役所を創設し、市長以下市の吏員を置き、以て現今の自治機關備は

るに至れり。

歴代の市長

當時の市長は田村太兵衛氏にして、助役は二人とし平沼淑郎、後藤玉城の二氏なりき。田村氏は市の長老として温厚の資何等批議すべき事なかりしと雖も、世界の氣勢は一日も休止する所なく、國連の隆昌は亦大阪市をして益活動せしめざれば已まず。之に伴ふ大阪市の發展は亦異常にして、築港の善後を始めとして都市的大問題續出し來り。市行政なるものは只舊式なる市の長老が閑餘の片手仕事たるを許さず。殊に財政問題の益複雑し來ると、眼前に内國大博覽會を控へたるより、市民は漸くにして識見あり、手腕あり、新智識ある政治家を迎へざれば、市行政の任を完ふする能はずとなし。田村市長に對する批評愈多からんとするや、明治三十四年田村氏は自ら其の職を去るに至りぬ。田村氏は實に此の如くして去りしが、大阪新市政の創設者なる功は遂に没すべきに

あらず。次で鶴原定吉氏は百萬市民の輿望を擔ひ同年八月三十一日を以て、第二期の大阪市長となり。而して鶴原氏は自ら擇ぶ所の助役として菅沼達吉、池原鹿之助の兩氏を入れ。此處に大阪市も先づ文明國の大都市として恥からぬ市政當局者を得たり。此の如く思ひ切つて新人物を容れたるは實に大阪市を嚆矢とし、亦以て大阪人士の誇と云ふべく、實に當時にありては一世の耳目を聳動したりき。而して是れ一に大阪市の最も早く新時代に於ける市政の難關に逢着したるが爲にして、又其の早く難關に逢着したる丈けそれ丈け速かに、大阪市政が發達しつゝありたればなり。今日他市の市政當局者が大阪市を以て一日の長となしつゝある亦所以なきにあらず。

忌憚なく云へば市長としての鶴原氏は、餘りに放膽なりしを缺點とすべく、其の施設したる事業の終局を全ふする能はずして已みしは頗る

遺憾なりしが其の劃策と施設が能く新發展の大阪に適合したるは勿論にして、第五回勸業博覽會を非常の盛況裡に閉會せしめ、築港設計の變更を斷行して、兎に角にも日露戰役中に其の効果を擧げたる如き、又公共施設の市營主義を標榜して其大本を定め以て市財政の維持に有力なる根據を與へたる如き、市政の方針を示し、計劃を定めたるの功は以て後世に傳ふべきもの少からず、只其の有終の美を濟すに至らざりしは、市民の均しく遺憾とする所なり。

鶴原氏の後を襲ひたるは山下重威氏(三十九年)なり、氏は鶴原時代の市會議長として市政に盡せるの功少からざりしも、自ら復雜なる市政を料理するには餘りに好人物なりき、然れども放膽なる鶴原氏の後を承けて、其の善後を完ふするに小心なる山下氏を迎へしは、寧ろ幸福とすべく、松村敏夫、吉村平造兩氏を助役に得て、鶴原時代に計畫されたる事

業を遂行したるの功は蓋し特記に値すべし、只氏が好人物にして部下の監督に餘り無頓着なりしより市政の統一を缺き、遂に職を支ふべからざるに至りしは惜しむべきなり。

かくて山下市長は最も同情すべき境遇の下に、四十二年の秋其の職を退くや、其の後繼者について久しく決せず、其の人選に關して頗る困難したるが、市政の因習的弊害は多く直接に市長及助役等の罪にあらずして、寧ろ間接なる市政機關の根本的の改革を必要とすべきものあるを認め、此處に漸く市民の覺醒となり、市會議員の改選を機として、先づ市會及び市參事會の改革を行ひ、斯くて漸くにして迎へたるが即ち現時の植村市長なり、現市長は就職日尙淺くして未だ是非を云々するの域に達せざるが、市理事者として優越なる人物が今日の如く揃へるは蓋し未曾有とすべし、今其の市政機關の大體を述べれば、

市行政の組織

市役所は云ふ迄もなく市行政の最重要機關にして、市參事會之を統理し、現今の組織は市長の下に助役二名、收入役一名あり、其の下に庶務、學務、土木、衛生、財務、經理、會計、検査、港海、水道擴張の十課及び電氣鐵道部あり、其の内に各係ありて事務を分掌し、又九名の學務委員、八名の主事、二十三名の技師、三名の視學あり、何れも市長の命令によりて活動し、東西南北の各區には區役所あり、區長及書記によりて組織せられ、市長指揮の下に區の行政事務を掌る、而して市行政は市參事會の處決により實施せらるゝは勿論なるも、豫算を初め重大なる事件は、概ね議政機關なる市會の協賛を経るものにして、現在の市會は六十名の議員より成る、即ち市公民の代表的參政者たり、又各區に聯合區なるものあり、全市を通じて六十有餘なるが、區毎に區會ありて、年々豫算を議決し、聯合區の區有財産の監理を爲せり。

事務の分掌

今市政事務の内容を知らんが爲め、市役所の事務分掌を稍詳細に説明せんに。

△庶務課は庶務係、人事係、法規係、救恤係、商工係の五係ありて、庶務は社寺、宗教、兵事、選舉、統計の事務を掌り、人事係、法規係其の他は讀んで字の如し

△學務課は小學校、其他學校及び其の職員に關する事項、其他教育行政を掌る

△土木課は土木係、營繕係、地理係、上水供給係、上水道工事係、下水道改良係の六條に分れ、土木係は道路、河川、橋梁等工事設計等、營繕係は一般の營繕、公園及公會堂の管理、地理係は水利組合、公園地内の建物使用等の事項、上水供給係は上水道の文書豫算の取扱、使用料の調定、量水器の點檢及上水の調査、上水道工事係、下水道改良係は即

ち題目の如し

△衛生課は保健、防疫、作業の三係あり、保健係は汚物掃除、公共便所、衛生組合、醫師會、産婆、藥劑師、塵芥の處分、衛生試験所に關する事項、防疫は傳染病の豫防、救治、傳染病院、消毒所、隔離所等、作業係は胞衣及汚物取扱、葬儀所、火葬場、墓地、屠場に關する事務

△財務課は主計、議事、公債係の三に分れ、主計は豫算編成及管理、決算、收入支出の命令、市税賦課徴收、基本財産、預金、其他財政事務、議事係、公債係は題目の如し

△經理課は契約、物品、監理の三に分れ、契約係は工事請負、物品賣買、入札等の契約事務、物品係は物品の出納保管等、監理は此等の事務を監理す

△會計課は司計、出納の二係に分る

△検査課は會計行政の検査に關する事項

△港灣課は庶務係、港務係、工事係の三あり、港務係は港内の取締、埋立地の經營、港灣の運用、附屬造營物の管理、工事係は築港工事、港灣附帶工事等に關する事務

△水道擴張課は庶務、工事の二係あり、別に説明する迄もなきが、水道擴張事業の進捗を圖らんが爲め、特に課を分てるなり

△電氣鐵道部は市營電氣鐵道の一切の經營に任ずる所にして、庶務、運輸、電務、工務、調度、用地の各課に分ちて各其の事務を分掌せり

主なる市
政當局者

今主なる市政當局者の氏名を擧ぐれば

△市長 植村俊平 △助役 大谷順作、村上庸吉 △名譽職市參事
會員 小山健三、奥村善右衛門、佐野與兵衛、森本清兵衛、村山龍平、日野
國明、播本孝良、赤田瑤一、森平輔 △市學務委員 市會議員中島政市

同杉村正太郎、同鈴木孔友、同浦芳松、市公民木村源次郎、同小山忠兵衛、同西尾治三郎、教員本多左右太、同土岐達、△庶務課長事務取扱、助役村上庸吉、△學務課長、主事宮島茂次郎、△土木課長、技師岩田成實、△衛生課長、主事木村貞吉、△財務課長(缺)、△經理課長、主事高久要、△會計課長、收入役大原征太郎、△検査課長、主事伊佐壽、△港灣課長、技師田川正二郎、顧問工學博士沖野忠雄、△水道擴張課長、技師工學博士小林泰藏、△電氣鐵道部長、助役大谷順作、次長、主事石井良一、△庶務課長、石井良一、運輸課長、主事秋田猛雄、△電務課長、技師岩井欽一、△工務課長、技師松田貞次郎、△用地課長、淺野次郎、△市立桃山病院長、増山正信、副院長、市川定吉、△市立衛生試驗所長、技師北豊吉、△東區長、小川平馬、△西區長、阪田轉平、△南區長、柴安新九

郎、△北區長、白男川實福、△市立大阪高等商業學校長、加藤彰廉、△市立大阪工業學校長、堀居左五郎、△市立大阪盲啞學校長、宮島茂次郎

又市に關する役所出張所、營造物等は左の如し

△大阪分役所(西區江の子島上の町)、△土木課出張所(東區材木町)同西區(河波堀通五丁目)同南區(南區久左衛門町)同北區(北區堂島濱通三丁目)、△水道水源出張所(北區中の町)、△給水工事出張所(北區堂島濱通二丁目)、△堂島倉庫(北區堂島濱通二丁目)、△量水器工場(北區堂島濱通二丁目)、△上水道工事假出張所(東區新造寺町)同西區(西區岩崎町)同南區(南區下寺町三丁目)同北區(北區堂島濱通二丁目)、△福崎塵芥焼却場(西區北福島町)、△長柄同上(豐崎村北長柄)、△大阪分消遊所(北區下島町)、△大阪分隔離所(同所)、△市立岩崎葬儀所(西區岩崎町)、△市立天王寺葬儀所(天王寺)、△市立長柄葬儀所(北長柄)、△市立浦江葬儀所(鷺洲村)、△市立大阪屠場(西區南恩賀島町)、△水道擴張課堂島出張所(北區堂島濱町二丁目)、市岡出張所(西區分岡町)、柴島出張所(柴島)、木庄出張所(豐島村字本店)、△市立桃山病院(南區天王寺)

筆ヶ崎町) △市立大阪試験所(西區河波堀通二丁目) △東區役所(東區本町一丁目)
△西區役所(西區江の子島東の町) △南區役所(竹屋町) △北區役所(西梅枝町) △
市立大阪高等商業學校(天王寺烏ヶ辻町) △市立大阪工業學校(北區牛丸町) △市
立大阪盲啞學校(南區長堀橋一丁目)

市の財政

大都市の財政と施設——負擔額の増加——複雑なる事業費——區
費——各市負擔額の比較

大阪市の日々膨脹しつゝある事は、既に述ぶる所の如くなるが、市の膨脹すればする丈け其の施設を要するは勿論にして、其の施設の如何によりて亦一層の膨脹を來し、此の兩者は相俟つて益膨脹し愈施設の完備を告ぐべきは是れ大都市の状態なり。市は如何に膨脹せんとするも之れに對する相當の施設なくんば、よし膨脹するとするも其の膨脹に

大都市の
財政と施設

は自ら限りあり、即ち此處に居住し此處に活動せんとするも相當の設備なくんば能はざればなり。然れども膨脹すれば必ず其處に共同の利害を生じ、利害を生ずれば其處に必ず設備の必要を感じ、設備完くして即ち亦自ら膨脹し來る。是れ兩者が常に相伴ふて離るべからざる所以にして、人間が社會的に活くるものなる以上此の作用は永劫に無視すべからず。然らば其の設備とは如何、之を一言にして掩へば即ち市民の幸福にして、之を細言すれば市民の保健設備、市民の教養設備、交通機關、經濟的、政治的、活動機關是れ也。されば大市民は決して其の負擔の重きを厭はず、只其の負擔額に比して幸福の程度如何を慮るにあるのみ。今日大阪市の發達膨脹し行く有狀は、有史以來稀に見るの事實とも云ふべく、随つて其の經費の多額複雑にして市民負擔額の多き、亦蓋し稀なるべし。今試に過去五年の決算によりて諸税、負擔額及び人口一人平

増加額の

均、一戸平均の負擔額増加の趨勢を見るに、實に左の如くにして、戸口の年々増加しつゝあるにも拘はらず、總てに於て約二倍の膨脹を來しつゝあり。

年次	國稅	府稅	市稅	區費	計	一人平均	一月平均
三十七年	四四三、四六一	—	一、六六、一〇三	三、〇〇、三三三	六、六九、一〇七	六、五二五	二七、九七五
三十八年	八、三三、四六一	—	一、八七、一八〇	五、三三、五〇〇	一〇、七三、一〇一	一〇、〇〇五	四三、九〇〇
三十九年	八、九四、三〇八	—	一、四八、七三三	八、七〇、五七〇	一三、二一、六一一	一〇、九一四	四六、八〇〇
四十年	七、〇八、五三三	一、三三、〇〇元	三、三二、九五五	一、〇八、六五五	二、七〇、八六一	九、九九九	四二、一五五
四十一年	九、九三、五九元	一、五五、五五元	一、四三、七〇〇	一、三〇、〇五五	一、四〇、三九九	一一、五七〇	五〇、五一一

備考 三十七年度より三十九年度に至る府稅の項なきは三十三年度より
地方稅を市に分賦せられたるに由る

さて此の年々膨脹しつゝある財政が如何に經理されつゝあるかと云ふに、之を大別して歳出入とも普通、特別の二大部に分ち、普通經濟を又經常臨時の二部に分てるは勿論、特別經濟は實に十七項の多きに分て

り、いかに市の事業の多端にして複雑なるかを觀るべし、今最近四十四年度の豫算に於て觀るに、歳入參百拾萬九千六百六十圓、歳出經常部百五拾九萬千八百參拾圓、臨時部百五十一萬七千三百三十圓にして、之を各款について大體を示せば

▲歳入 (經常部)

第一款 財産より生ずる收入 六萬六千二百二十二圓

右は各種學校基金、普通基金、慈善基金、衛生基金及び濱地貸貸料、公會堂、公金利息等特別財産より生ずる收入とす

第二款 使用料 九萬五千四百九十三圓

右は道路、曳船、堤防、河川、溝渠、公園、病院、消毒、隔離所等の使用收入

第三款 手数料 五萬七千二百二十一圓

右は事務、戶籍、督促等の手数料及び市立學校授業料、試驗料、衛生試驗料等を含む

第四款 報價金 十一萬八百六十九圓

右は巡航船會社、瓦斯會社、電燈會社等市の獨占的事業に對する報償金にして、實に大阪市獨特の收入なり、近時名古屋、廣島等に於て往々之を見るも、其の嚆矢は實に大阪市にありて、鶴原市長時代に於てあらゆるの障害と奮闘したる結果、勝ち得たるものにして、夫の市營主義と共に定められたるもの、歐米のそれに比して尙大に其の利率の少なきを憾みとするも、大阪市は實に都市的經營に一新紀元を啓けるものと云ふべし、詳しくは後に述ぶる所あるべし

第五款 雜收入 十一萬千六百六十二圓

屎尿市營、塵芥掃除市營の結果に由る收入、學校生徒賣却代等にして前年度繰越六萬八千餘圓を計上せるを見る

第六款 前年度繰越金 十五萬二千九十六圓

讀んで字の如く、前年度豫算の剩餘繰越金なり

第七款 下付金 三十四萬三十四圓

國庫下付金、則ち國稅徵收交付金、高等商業學校補助金、元居留地補給金及府下付金、即ち府稅徵收交付金、賦金徵收受付金、傳染病豫防費補助金等

第八款 寄付金 二百圓

慈惠盲啞學校等へ寄付

第九款 納付金 三千三百四圓

市有給吏員の納付金

第十款 臨時收入 五千圓

第十一款 組入金 三萬六千五百圓

特別經濟よりの組入にして葬儀所費、胞衣汚物取扱の收入、公債費組替等とす

第十二款 市稅 二百十四萬五千二百三十九圓

之を細別せば、地價割、所得稅附加、營業稅附加、賣藥稅附加等の國稅附加稅計六十八萬九千二百圓、營業稅割、雜種稅割、家屋稅割等の府稅附加稅九十七萬九千九百二十圓、取引所稅、歩一稅、坪數割等の特別稅四十五萬四千六百十五圓あり

第十三款 土木費徵收費 一萬三千六百二十圓

歲入合計 三百十九萬百六十圓

▲歲出 (經常部)

第一款 役所費 六十七萬四千七百三十三圓

市役所費即ち給料雜給及區役所費、滯納處分費等

第二款 會議費 一萬九千七百六十二圓

第三款 土木費 二十七萬六千六百三十六圓

道路修築費、其附帶費、橋梁同上、河川浚渫、其護岸費、溝渠修築費、植管費、點燈費等

第四款 教育費 十四萬八千八百三十五圓

高等商業學校、工業學校、盲啞學校等の諸費

第五款 衛生費 二十五萬三千八百七十二圓

汚物掃除費、塵芥燒却場費、種痘費、傳染病院費、消毒隔離所費、傳染病豫防費、衛生試驗所費等

第六款 救助費 二萬千二百十四圓

窮民救助、棄兒養育、貧民治療費等

第七款 勸業費 三百五十圓

第八款 公園費 三萬五千三百二十一圓

維持費、設備費等

第九款 公會堂費 三千二百八十九圓

第十款 短期公債費 八萬九千四百九十五圓

償還金八萬三千六百圓及び利子金五千八百九十五圓とす

第十一款 特別給與金 三萬二千九十圓

退職料、遺族扶助、休職給等

第十二款 雜支出 一萬六千二百十三圓

第十三款 豫備費 二萬圓

計 百五十九萬千八百三十圓

▲歲出臨時部

第一款 役所費 二萬四千六百七十二圓

濱地殘務整理、市史調製、市會史調製諸費

第二款 土木費 四千九百七十一圓

第三款 教育費 一萬七千二百四十八圓

増築費、敷地費等

第四款 衛生費 十四萬四千八百七十九圓

塵芥運搬船新造、公共便所、傳染病院消毒、隔離所費、鼠買收費及検査費等

第五款 公園費 一萬八千三百圓

第六款 博覽會跡整理費 五萬七千〇〇八圓

第五回内國勸業博覽會場の善後處分費なり

第七款 諸税 四千八百八十一圓

濱地諸税、雜種地諸税、不動産登録税

第八款 基本財産蓄積 三萬百五十一圓

普通基本金蓄積二萬七千八十八圓、慈善基金九百十五圓、衛生基金千六百五十九圓、工業學校基本財産三百二十七圓、盲啞學校基金百七十二圓なり

第九款 組替金 百二十一萬五千二百二十圓

公債費組替百二十一萬五千二百二十四圓、外下水改良費、屠場費等組替

計 百五十一萬七千三百三十圓

歳出合計 三百十萬九千百六十圓

以上は即ち市の先天的經營の歳入出即ち普通豫算なるが、市の發展に伴ふ諸種の設備費は、悉く之を特別豫算となせるを以て、普通豫算よりも特別豫算のより多く巨額に上るべきは勿論にして、之を同じく四十四年度の豫算に見るに、實に普通豫算の十倍に垂んとす。亦盛ならずとせんや。されば苟も市の財政を觀察せんには特別豫算の消長を研究するにあらざれば、未だ以て發展的都市經營の真相を窺知すべからざるな

複雑なる
事業費

り。さて大阪市の特別豫算が十七に分別されあるは前述の如くなるが、其四十四年度豫算の統計は、實に歳入參千貳百五十九萬餘圓、歳出參千參萬餘圓にして、二百五十五萬圓餘の歳入超過を見る。尤も之を前年度の歳入四千四百十九萬餘圓、歳出參千七百九十四萬餘圓に比較するときは、歳入に於て一千百六十萬餘圓、歳出に於て七百九十一萬餘圓の減少なるが、其の減少は主として水道擴張、電鐵建設、築港、公債等に於てせるものにして、使用し盡さざる費額を計上したるに由るものにて、決して事業の縮少を意味せざるのみならず、電氣鐵道費の如きは此の豫算通過後に於て新に市債を發行して大擴張をなしたれば其の決算に於て多大の増加を示すを疑はず。而して特別經濟を概括するに、其の歳入の年々の決算に於て超過を示しつゝあるは、即ち經理の宜きを得つゝあるを示すものにして、是れ全く市營主義を是とし、之に向つて全力を

傾注せるに困らずんばあらず。今少しく特別經濟の各科目に就て述べんに

▲水道費 歳入九十一萬七千二百五十參圓
歳出同上

歳入の主なるは使用料八十一萬圓にして、歳出は事務費、運轉費及び公債償還組替額四十二萬五千圓等也

▲給水工事費 歳入貳十五萬四千八百貳十二圓
歳出同上

上水道の普通工事費豫算なり

▲水道擴張費 歳入貳百九十九萬四千五百五十一圓
歳出同上

収入は公債費組入金なり

▲區費整理費 歳入三十七萬四千五百四十參圓
歳出同上

之は夫の大阪三鄉制時代より來れる因襲的制度たる各聯合負擔區より納付する區費に關する經濟にして區費とは即ち區の

經濟を維持し市内小學校を經營するもの、舊來の大阪市として一種の便法にして、今日迄大阪市小學校の設備等につき至大の發達を遂ぐるに至りしは亦以て此の負擔區の賜と云ふべきも、市の膨脹に従ひ新に市域に入れる個所に於ては財力の及ばざるもの多く、學制の統一上不便尠しとなさず、是れ學制統一問題の久しく唱道されつゝある所以なるが、事苟も區の財産に關するを以て慎重の研究を要するを以て未だ實行に至らざるも、日月の經過は新たなる氣運を促がし、不日必ず其の實行を見るに至るべきを信す

▲電氣軌道營業費 歲入貳百參拾五萬四千七百五圓
歲出同上

前項詳細に記述したるを以て重複を避く

▲同上建設費 歲入六百十萬參千參百八十五圓
歲出同上

歲入は公債組入なり詳細は前項に掲ぐ

▲港灣費歲入 歲入十一萬八千六百五十圓
歲出同上

主なるは埋立地賃貸料、不用品賣却代等にして支出は事務費及

び公債費へ組入七萬千二十五圓等

▲築港費 歲入參拾八萬六千參拾五圓
歲出同上

所謂築港の殘工事費にして收入の主なるは公債費より組入三十七萬三千四百四十一圓にして支出は工事費なり

▲港灣附帶事業費 歲入十五萬六千五百九圓
歲出同上

前者の築港其のもの、工事費なるに對して之は其の陸上設備を爲さんとするもの、收入は公債組入なり

▲受託事業費 歲入參萬千四百圓
歲出同上

市民の受託によりて道路、橋梁等の修築をなすもの

▲渡船費 歳入四萬千五百貳十九圓
歳出參萬貳千貳百拾貳圓

渡船市營の豫算なり

▲葬儀所費 歳入八萬七千四百十圓
歳出五萬四千四百十圓

火葬料、埋葬料、墓地使用料、祭場使用料等の收支なり

▲胞衣及汚物取扱費 歳入貳萬千七百七十五圓
歳出一萬八千六百二十二圓

▲屠場費 歳入二萬八千四百五十八圓
歳出二萬七千貳百五十八圓

歳出中普通經濟に組替費一萬三千八百六十四圓あり

▲下水道改良費 歳入二十五萬七千四百十三圓
歳出同上

十個年繼續費四百五十萬圓を以て新たに工事を起すものにし

て之は其の初年度の割當額なり

▲災害地區改良費 歳入十七萬參千五百八十二圓
歳出同上

四十二年大火後の整理事業費なり、資金は公債費の組入に由る

▲公債費 歳入千八百貳十九萬九千四百六十九圓
歳出同上

四十四年度に於ける公債の收支豫算なるが後章公債の項に於て詳述する所あるべし

右は最近に於ける大阪市財政の大體の狀況なるが、尙又特別經濟區費整理費中に述べたる區費の最近支出額(四十四年度豫算)を四區に分つて掲出すれば左の如し、

西區 九九、五四四圓 南區 一三六、六七一圓

北區 一一〇、〇一四圓 東區 六五、一七四圓

大阪市の事業は夫れ此の如く多端にして、其の年を経ると共に時々刻々市の面目を新にし、都市的經營の完全を期し、市民の幸福が漸次に増進されつゝあるは言ふ迄もなく、尙將來大都市として當然經營すべき事業は、文明の進歩、世界の進運と共に益多きを加ふべきは論を

埃たす否な進んで之を爲さざるべからざるが市民は須らく其の負擔額の増加を覺悟すると同時に、其の負擔額の市民に與ふる幸福利便に伴ひつゝあるやを考慮せざるべからず、是れ實に市民の義務にして又權利なり、参考の爲に左に最近の調査に據る全國主なる各都市に於ける市民の負擔額を觀るに、實に左の如し、之に依て觀れば我が大阪市の如きは負擔額に比しては、寧ろ經營設備のより多く完全に近きものと云ひ得べきに似たり、

▲全各國重要都市市民負擔比較表

各市負擔額の比較	一人當		一月當	
	一人當	一月當	一人當	一月當
東京	二、一八一	八、七九四	三、三二五	一七、九二五
大阪	三、〇四四	一五、二一九	二、三三一	一一、五五九
横濱	二、九一四	一四、七五五	一、五七三	九、五一〇
京都				
堺				
横須賀				

神戸	三、〇六三	一一、〇〇〇	一、三一七	六、六〇六
長崎	一、六五八	一一、二八七	一、三〇八	九、八一九
新潟	二、〇九八	一一、〇九七	二、七五四	一四、六七六
前橋	一、四四七	八、三四六	一、八三六	一一、〇二六
水戸	一、三五六	七、六〇六	一、九六八	九、五六九
奈良	二、四七〇	一一、八三三	一、三六八	七、九二五
四日市	一、九四九	一〇、五〇六	一、五〇三	七、九六〇
名古屋	三、五六二	一五、九五八	二、二九五	九、一一七
静岡	一、八五〇	九、〇三六	二、二二二	一一、三六一
大津	一、四二七	一〇、〇一八	二、〇六四	九、六五八
長野	二、九三八	一六、二〇七	二、〇四五	一〇、四一六
仙臺	一、三〇五	六、七九七	一、五二四	一〇、三五五
福島	一、七一五	一〇、三七〇	二、〇八八	一一、一〇九
弘前	一、八四六	一〇、四五八	二、二一六	一〇、五〇六
山形	一、六〇五	九、二三七	一、九二〇	一〇、九八〇
姫路				
佐世保				
長岡				
高崎				
宇都宮				
津				
山田				
豊橋				
甲府				
岐阜				
松本				
若松				
盛岡				
青森				
米澤				

秋田	二、六三七	一五、五七三	福井	一、七二〇	八、五八一
金澤	一、七三七	六、七四〇	富山	一、五七〇	六、九七五
高岡	二、一二九	九、四三〇	鳥取	一、六七二	八、五一一
松江	一、八〇五	七、八四四	岡山	一、三〇二	七、五五〇
広島	二、二八六	七、九七〇	尾道	一、六五六	九、二一六
吳	一、三七六	六、三九一	下關	一、六〇六	四、九三七
和歌山	一、七六九	八、一二六	徳島	一、五一七	七、〇一二
高松	一、八四三	九、〇二一	丸亀	一、三〇八	四、八五二
松山	一、九六七	九、五七八	高知	一、〇七四	五、一三三
福岡	二、六一四	一八、八九八	久留米	二、三五二	一五、三九七
門司	三、六一七	一一、五四六	小倉	二、〇八〇	一四、〇四四
佐賀	一、七七〇	一一、九三四	熊本	一、六七二	六、九五六
鹿兒島	二、二一九	一二、五八四			

▲市以外の著名都市

那覇	一、四九八	七、八九六	首里	一、二〇九	五、二三七
札幌	二、〇五七	一一、七六六	函館	二、〇六三	八、八五八
小樽	二、八四九	一六、三九六			

因に大都市は此内に幾分の府廳費を包含するも小都市は此の以外に府廳費の幾分を賦課徴収され居るなり

市營事業の概畧

都市の經濟的活動—市民の誇—市營と經濟的彈力

都市に於ける獨占的事業の市營は、近年世界都市政策上の一大傾向にして、之を理論より論ずる迄もなく、即ち是れ有機體なる都市の經濟的活動的能力の發揮にして、之が經營宜しきを得んには市債の増加敢て意とするに足らず。市は一大事業家として益市民の幸福と便利とを増

都市の經濟的活動

進し得べきなり。市街交通機關、點燈事業等は云ふ迄もなく、火葬、墓地其の他衛生上私設に放任して保健上に危険あるもの、取扱事業の如きは、よし市としては其の事業其の物について多少の不利益を來す事ありとするも、之を大體の利益より稽ふれば文明的都市政策としては一日も等閑に附すべからざるものあり。大阪市が市民の努力によりて早くも此の主義を確立し、實行しつゝあるは、絶大の幸福と云ふべく又大阪市民の誇とすべきなり。只遺憾なるは瓦斯、電氣等點燈事業に就いて指を染むる能はざりしにあるも、既に此の主義の發動によりて各報價契約を締結し報價金を徴しつゝあるなり。

市民の誇

大阪市が現に市營として經營しつゝある事業は、水道、市街電氣鐵道、港灣の修築、渡船、葬儀所、墓地、掃除、胞衣及汚物取扱、屠場等なるが、電氣鐵道、港灣、渡船等は既に述べたる所の如く、又葬儀所、墓地、掃除、胞衣及汚物取

扱、屠場等は後章衛生の項に於て記すべきを以て、此處には只概論に止むる事とせり。

只此の際一言すべきは大阪の市營事業が盡く好成績を挙げつゝある事にして、火葬場、屠場の如きは全國の模範たりと稱せらる。又市營事業が財政上に大關係あるは勿論にして、大阪市の如きは實に財源難の動機より來れるものなるが、是れ亦間接には最も好影響を與へつゝありて、新事業に對する公債募集の如きも市營主義實行前に比較して、其の難易と信用の程度に於て實に隔世の感なくばあらず。是れ善良なる市營主義の功果は、其の收入の比較的少きものありと雖も、尙財政に對して一種の彈力を生せしむるが爲なるべし。此の如くにして大阪市は、大なる彈力によりて益發展進歩すべきか。最後に大阪市政當局に一言し度きは、將來新事業の計畫に對する新財源として是れ以外更に確實な

市營と經濟的彈力

るものある事是れなり。何ぞや市が土地の所有即ち是れなり。要するに都市の繁榮發達は、最も顯著にして且確實なる現象にして、此傾向は將來も亦變る事なかるべく、而して其の間にありて這般の發達繁榮の餘惠を受けつゝあるもの、恐らく市内及其の附近の土地を以て第一とすべし。土一升金一升の俚言も愚か、我が大阪市の如き最近實に一坪千圓の地價あるに至る。市が土地を所有するに於て得べき収入の年々多大なるべき知るべきなり。吾人は將來大阪市をして一大地主たらしめ、其の土地よりする収入を以て一大財源たらしめんことを推奨す。然るに大阪市は築港埋立地、若は濱地の賣却等寧ろ其土地を所有せざらん事に務むるもの、如し是れ元より過渡時代の苦しさの詮方なく、其の賣却によりて、一時の収入となさんとするものにして、實際容易に實行すべからざる事に屬すと雖も、此の如きは實に市百年の長計よ

り實に惜しむべしとなすべし。讀者若し一顧の價ありとせば幸甚

市公債の現況

困難なりし市債—外資の輸入—公債の膨脹—外債の管理法

大阪市の財政を知らんと欲せば、必ずや市債の狀況を知らざるべからず。而して又現に大阪市が成し又は成さんとする事業の真相を知らんと欲せば、勢ひ市公債の現況を知悉せざるべからず。市公債は市の經濟的彈力の發揮にして、公債は事業と相竣つて彈力の消長を知るべく、此の兩者の調節の如何によりては破裂ともなり、活動の動機ともなればなり。さて大阪市の現在(四十四年七月)有する公債總額は六千四百一十一萬六千圓にして、内償還額百四十九萬二千二百圓、未償還六千二百六十二萬四千八百圓、尙四十四年度に償還すべき分二十七萬三千六百圓なり。

其の種類は水道公債、築港公債、電氣軌道及水道事業公債、各種事業公債等なるが、市公債のかく巨額に上りしは近年の事にして、去る二十八年より三回に互りて募集したる五十萬圓の下水道公債は三十七年度に全部償還したれば、四十年までには、水道及築港公債の總額二千五百萬圓を出でざりしなり。而も其の利率は皆な年六分にして内國債なりしが、築港公債の如き三十三四年の交に於ては額面百圓のもの八十圓臺までに陥りたる事あり。是れ市財政の經理宜しきを得ざりしは勿論。築港工事の渉らずして事務經理の紊亂したるに由るものにして、大坂市は數年を出でずして破産すべしとまで稱せらるゝに至りしが、鶴原市長は、此の趨向を察して萬難を排して其の償還法を確定し。一面には築港工事の豫定設計の變更を斷行し、一面には市營主義を確立して、先づ電氣軌道に手を着け、相當の成績を擧げたるより、漸くにして市公債市

困難なり
し市債

價の回復を觀るに至れり。其の後尙整理の必要を感せしも、恰も日露戰役に際して意の如くならざりしが、戰後世界的大勢と共に我國の財界も亦著しき變化を來たし、山下市長次ぐに及んで外資輸入の一大計畫を實行するに至れり。即ち市是として實行すべき電氣軌道、築港費の支辯及び高利公債及び短期借入金等の整理を爲さんが、時恰も日露戰捷の結果、海外に於ける我國の信用増加し、外資の輸入比較的容易の時期なりしを以て、年利五分五厘以下を以て約二千五百萬圓の外債を起さんとし、三十九年八月其の許可を得、同九月條例を公布するに至れるが、不幸にも企劃の當初より許可を得る期間に於て、海外市場狀況の變化を來たしたると、政府の高利債借換、南滿鐵道會社社債の募集等ありし爲、暫く時機を待たざるべからざるに至りぬ。然るに短期借入金償却の期限は迫り、築港及電

外資の輸入

氣軌道の計畫は是非之を遂行せざれば、却て損害を招くの恐れあるのみならず、水道擴張等は焦眉の急として、多少の利益を犠牲に供するも尙其の資金の調達を取てせんとし、初より企劃せんとする總ての事業を遂行せんとして興業銀行に交渉し、三十萬餘圓の外債を募集し其の募集に至る間に於て、同銀行より一千萬圓の一時立替金を爲さしむるの契約成立せしも、一部其の筋の許可とならざりしより、第二期線電氣軌道工事資金として募集するものとし、日本興業銀行より千百萬圓の借入を實行するに至れり。爾來之によりて着々として事業を遂行したるが、其の後四十二年に至り、海外市場の事情外債募集に適應するに至りしを認めたるを以て、豫ねて託しありし興業銀行に交渉し、遂に利率百分の五にて參千貳拾貳萬圓を二志零片二分の一の爲替相場に換算して、參百八萬四千九百四十磅の英貨公債を倫敦市場に於て募集する

事を興業銀行と協定したり。興業銀行は同年四月十九日倫敦に募集を開始したるが、其結果參百八萬四千九百四十磅の募集額に對し、一千九百九十三萬九百八十磅、即ち六倍強の應募高となり、契約面百分の九十二の應募價格は百分の九十七に達したり。其の成功たるは勿論、又實に都市財政の新たなる運用に先鞭を着けたるもの、亦一大進歩と云ふべきなり。

右により電鐵第三期工事及水道其他各種小事業は着々として進行し、尙高歩借入金の前還をなしたるが、植村氏市長となるや、更に電氣軌道は第四期線に至るまで、速かに既定企劃を遂行するを有利にして且つ必要なりと認め、此處に第二次の電氣軌道公債千七百萬圓(年五朱)の起債及び從來の築港及水道六分利市債を低歩に借換へて整理せんが爲に二千百三十一萬圓の起債を計劃し、先づ千七百萬圓の第二次電氣公

債につき東西銀行團に交渉を開き、一方借換債と共に許可を稟請した
るが、四十四年四月其筋の許可ありしにつき、千七百萬圓の内先づ千萬
圓を募集し、七百萬圓は將來必要に應じて募集する事とし、東西銀行團
十六行に引受けしめ、四月十七日を以て應募を締切りしに、約百五十萬
圓の應募超過となれり。之れを十年前に比し豈に隔世の感なしとせん
や。

公債の膨
脹

當市にては右第二次電氣軌道公債殘額七百萬圓の外、高歩借換公債二
千百三十一萬六千圓及び博覽會費、築港費借入の整理公債二百五萬圓
の許可稟請中なるあり。又別に下水道改良費支辨の爲三百九萬圓の起
債計劃あれど、未だ實行するに至らず。今此等をも加へ各種公債につ
きて表示すれば左の如し

▲大阪市の公債調

(明治四十四年七月三十一日現在)

種別	募集		金		利率		既済額	未済額	本年支拂額
	目的	期間	募集額	償還額	未償還額	償本年還額			
	元	金	利	額	額	額			
水道新設	水道新設	自二十三年三月至二十四年六月	1,290,000	1,050,000	240,000	7,000	1,290,000	1,290,000	5,000
水道擴張	水道擴張	自二十三年三月至二十五年六月	900,000	300,000	600,000	47,000	900,000	900,000	3,000
築港	築港	自二十六年七月至二十八年六月	1,700,000	330,000	1,370,000	7,000	1,700,000	1,700,000	1,000
公債	公債	自二十六年七月至二十八年六月	2,200,000	2,200,000	0	0	2,200,000	2,200,000	0
電氣軌道及水道事業	電氣軌道及水道事業	自二十二年二月至二十六年三月	3,000,000	3,000,000	0	0	3,000,000	3,000,000	0
電氣鐵道	電氣鐵道	自二十三年四月至二十六年三月	1,400,000	1,000,000	400,000	0	1,400,000	1,400,000	0
各種事業	各種事業	自二十三年四月至二十六年三月	1,700,000	2,700,000	1,000,000	10,000	1,700,000	1,700,000	0
計	計	計	11,100,000	11,100,000	0	0	11,100,000	11,100,000	0
許可募集申請	許可募集申請	計	11,100,000	11,100,000	0	0	11,100,000	11,100,000	0
整理債	整理債	自二十五年四月至二十七年三月	2,000,000	2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000	0
五分利公債	五分利公債	自二十七年四月至二十九年三月	3,300,000	3,300,000	0	0	3,300,000	3,300,000	0
六分利公債	六分利公債	自二十七年四月至二十九年三月	3,300,000	3,300,000	0	0	3,300,000	3,300,000	0
計	計	計	6,600,000	6,600,000	0	0	6,600,000	6,600,000	0
市會提出	市會提出	計	6,600,000	6,600,000	0	0	6,600,000	6,600,000	0
下水道	下水道	計	3,000,000	3,000,000	0	0	3,000,000	3,000,000	0
下水道改良	下水道改良	自二十三年五月至二十五年三月	3,000,000	3,000,000	0	0	3,000,000	3,000,000	0
總計	總計	總計	20,700,000	20,700,000	0	0	20,700,000	20,700,000	0

外債の管理方法

公債の現況は大體右に述べたる如くなるが、尙外債につきては其支出せざる分の管理方法如何により少からざる利不利を生すべきを以て市は慎重に考慮したる結果、最も有利にして確實なる方法として、即ち四十四年六月現在の外債残高壹千零六十五萬七千八百八十圓五十七錢六厘を左に表示する如く管理しつゝあるが、總平均の利廻四分三厘一毛一六に當れり。

大阪市外資處分一覽表

(明治四十四年六月三十日現在)

受 入		支 出		残 額
外資受入金	借入金	電氣軌道建設費	水道擴張費	
二七、〇〇〇、〇〇〇 円	〇 円	三三、〇〇〇、〇〇〇 円	一七、〇〇〇、〇〇〇 円	一〇、〇〇〇、〇〇〇 円
		計	計	
		二七、〇〇〇、〇〇〇 円	一七、〇〇〇、〇〇〇 円	

大阪市外債管理一覽表

種別	金額	利率	期限	擔保	備考
現金	三,027,174				
預金	六,800,000	三分八厘六毛六			
定期	六,600,000	三分九厘五毛五			内譯は次表明細表の通り
當座	二,000,000	一分八厘二毛五			同
貸付金	二,050,000	五分			同上
有價証券	券面額 一,859,000 購入價格 一,768,114				本項金額は他に貸付けたるにあらざれども 本市他の公債償還に一時振替へたる金額に して摘要別紙明細表の通り
國債	同 一,859,000 同 一,768,114		四分四厘五毛九		

合

計

一〇,677,800

總平均利率
四分三厘一毛六

外債管理方一覽明細表

種別	金額	利率	期限	預け先	擔保	備考
	一,000,000	四分五厘	自十四年八月廿五日 至十四年八月廿四日 二ケ年	株式會社 北濱銀行	帝國特別五分 利公債額面	一,000,000
	500,000	四分二厘	自十四年一月廿五日 至十四年七月廿四日 六ケ月	同上	甲號五分利 公債額面	500,000
	1,500,000	同	自十四年二月廿五日 至十四年八月廿四日 六ケ月	同上	帝國特別五分 利公債額面上	1,500,000
	500,000	同	自十四年四月廿五日 至十四年十月廿四日 六ケ月	同上	甲號五分利 公債額面上	500,000
	13,000,000			浪速銀行	第一回四分利 公債額面	13,000,000

(一) 預金

(明治四十四年六月末日現在)

計										
六、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇、〇〇〇
平均 五分 九厘 三	四年				日歩九厘					
	自十四年五月廿五日六ヶ月 至十四年十一月廿四日				自十四年二月廿五日六ヶ月 至十四年八月廿四日					
同三十四銀行	同三銀行	同三銀行	同三銀行	同三銀行	同三銀行	同三銀行	同三銀行	同三銀行	同三銀行	同三銀行
同甲號五分利	同甲號五分利	同甲號五分利	同甲號五分利	同甲號五分利	同甲號五分利	同甲號五分利	同甲號五分利	同甲號五分利	同甲號五分利	同甲號五分利
三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇

定期										
三三〇、〇〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇、〇〇〇
四年				四步七厘						
自十四年六月廿八日六ヶ月 至十四年十二月廿七日				自十四年七月廿五日一ヶ月 至十四年七月廿四日				自十四年三月十三日六ヶ月 至十四年八月十二日		
同三十四銀行	同三銀行	同三銀行	同三銀行	同三銀行	同三銀行	同三銀行	同三銀行	同三銀行	同三銀行	同三銀行
同甲號五分利	同甲號五分利	同甲號五分利	同甲號五分利	同甲號五分利	同甲號五分利	同甲號五分利	同甲號五分利	同甲號五分利	同甲號五分利	同甲號五分利
三三〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇

種別	金額	摘要	當座						
			合計	計	貸	付	金		
國債償還に関する借入金	2,050,000.00	明治三十九年八月十一日許可市債條例短期公債 2,050,000.00圓の償還金、一時振替	合計	2,050,000.00	100,000.00	50,000.00	50,000.00	50,000.00	50,000.00
			平均 三分八厘 六毛六	平均 二分八厘 五毛	日歩五厘	四十四年五月廿五日預入	浪速銀行		
							山口銀行		
							第三銀行		
							三十四銀行		

(三) 有價證券

種別	購入價格	券面額	購入單價	利廻	摘要
乙號公債	49,900.00	50,000.00	99.80	五分〇〇一〇	
第一回四分利公債	1,336,912.00	1,355,200.00	98.65	四分二厘四毛 七四四	
合計	1,386,812.00	1,855,200.00	平均 四分四厘五毛 九		

而して公債が如何にして年々經理されつゝあるかと云ふに、特別豫算中に特に公債費の科目を設け、其の收支を明かにせるが、試みに四十四年度の該豫算を觀るに、歳入は一千八百貳十九萬九千四百六十九圓にして、歳出は一千五百參拾五萬貳千八百六十五圓なるが、其の收支豫算は左の如し。

公債費歳入出豫算表

▲歳入

科 目	前年度豫算額	本年度豫算額	種 別
第一款 組 入 金	三,四四三,三六〇,〇〇〇 ^四	三,七七一,七三六,〇〇〇 ^四	
一 普通經濟ヨリ組入	一,三二五,三三〇,〇〇〇	一,三二五,三三〇,〇〇〇	公債償還ノ爲既定額組入
二 港灣費ヨリ組入	八〇五,三三三,〇〇〇	七,〇一五,〇〇〇	公債償還ノ爲既定額組入
三 水道費ヨリ組入	四三二,八七三,〇〇〇	四三三,五〇三,〇〇〇	公債償還ノ爲既定額組入
四 電氣軌道營業費ヨリ組入	九〇,八八六,〇〇〇	一,〇三〇,〇〇〇,〇〇〇	公債償還並ニ下水道改良工事費資金組入
(居場費組替)	五〇,〇〇〇,〇〇〇	〇	

第二款 雜 收 入	〇	四,五八六,四〇〇,〇〇〇	
一 財 産 收 入	〇	四,五八六,四〇〇,〇〇〇	預地賣却代子金
二 雜 入	〇	一〇〇,〇〇〇	雜 種
第三款 前年度繰越金	一五,八四〇,三三三,〇〇〇	三,三二六,八八六,〇〇〇	元 金 繰 越
第四款 國庫補助金	〇	三,三三〇,〇〇〇,〇〇〇	其 他 繰 越
一 國庫補助金	〇	三,三三〇,〇〇〇,〇〇〇	水道費國庫補助金
第五款 減損補足金繰替	一五〇,〇〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇,〇〇〇	
一 電氣軌道營業費減損補足金繰替	一五〇,〇〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇,〇〇〇	電氣軌道營業費減損補足金繰替
第六款 公債收入	三,七七八,〇〇〇,〇〇〇	三,七五〇,〇〇〇,〇〇〇	

科 目	▲歳出		種 別
	前年度豫算額	本年度豫算額	
一 長期公債收入	三,七八,〇〇〇,〇〇〇 ^四	二,〇〇,〇〇〇,〇〇〇 ^四	整理公債
二 短期公債收入	〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇	三ヶ年期限借入金 (利率日歩壹錢五厘)
(臨時収入)	三,四八,八五〇,〇〇〇	〇	
(利子収入)	七,七,五三六,〇〇〇	〇	
(一時納付金)	一,二〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇	
合計	三,一三,〇五〇,〇〇〇	一,八三九,四九六,〇〇〇	
第一組 替金	三,一三〇,一〇六,〇〇〇 ^四	九,九六,一〇七,〇〇〇 ^四	

一 設電氣軌道建替	八,一〇一,一三三,〇〇〇	六,〇三,七六五,〇〇〇	資金トシテ組替
二 水道擴張費へ組替	四,四八,二九二,〇〇〇	二,九四,一〇〇,一〇〇	資金トシテ組替
三 築港費へ組替	四,五五,〇〇〇,〇〇〇	三,七三,四四一,〇〇〇	資金トシテ組替
四 港灣へ附帯事業	一,九四,五六三,〇〇〇	一,七三,六三三,〇〇〇	資金トシテ組替
五 災害地區改修	一,七八,二八三,〇〇〇	一,七三,五三二,〇〇〇	資金トシテ組替
六 下水道改良費へ組替	〇	二,四八,二八五,〇〇〇	資金トシテ組替
(普通經濟組替金)	二,八一,一八五,〇〇〇	〇	
第二組 公債費	三,三三,三三七,〇〇〇	五,三三,一〇六,〇〇〇	
一 償還金	八,四九,一〇〇,〇〇〇	二,三三,三三三,〇〇〇	元金償還
二 利子金	三,〇一,三三三,〇〇〇	二,九六,九六六,〇〇〇	利子支拂

三需用費	第三款 交付金	一 交付金	第四款 豫備費	(繰戻金)	合計
1,212,000	151,500,000	151,500,000	7,000,000	157,750,000	1,890,570,000
11,300,000	50,000,000	50,000,000	10,000,000	0	157,300,000
備償運手 品券送數 費費料料		電氣軌道共用契約ニ ヨル一時納付金利息			

右の内歳入の部第一款組入金は普通經濟、港灣費、水道費、電氣軌道營業費よりの組入にして、第二款雜收入は預金利息、公債利息なり。又歳出の部第二款は元金償還、利子支拂、備品費、債券費、運送費、廣告料、手数料等とす。

大阪市の商工業

商業

貿易—倉庫—同業組合

大阪が古來我が國商業の中心たりと云ふが如きは、餘り陳腐にして、又一朝夕にして記述し盡くすべくもあらず。只大阪の商業制度は三百餘年前にありて、既に最も發達せる現代の制度に異ならざる商株制度を有し。今日推奨されつゝある同業組合の如きは、慶長年間既に之れありしを知らば、大阪が今日東洋の一大市場たる所以の偶然に非るを知らん。而して大阪は夫の藏屋敷等の關係より、全國各藩の物資は主として此處に集散せられ、此處にて價格の公定せらるゝもの多かりしかば、古來大阪の商業は何れかと云へば所働的にして被働的ならず、或る意味

に於ては實に日本の一大問屋たりしなり。されば江戸の町人が小賣を主として武士の鼻息を窺ひしに反し、大坂町人は諸侯の臺所を引受け一種の權威を持したるが、此の風の今に残りて大坂商人が比較的小賣に冷談なるは一の弊害と云ふべく、其の代り官邊に依頼する政商氣質の少なきは痛快とすべし。大坂商人は能く此の長所と短所を辨へ、益發展して其の祖先を恥しめざる覺悟こそ肝要なれ、さて現時大阪に於ける各種商業従業者は九萬二千五百五十八人にして、商業組合の數百十、其の員數二萬四千八百八人あり。而して其の賣上年額は卸賣高二億三千百四十二萬二百二十五圓、小賣高六千〇四十七萬九千六百十五圓に達す。之を僅か二年前の四十年年度の統計卸賣一億六千萬圓、小賣四千四百萬圓に比し、約七割方の増加を觀る。亦盛ならずとせんや。

貿易

之を内外貿易に就いて見るに、外國貿易は大坂の主とする所のものにあらず。大半は、神戸より出入せらるゝを例とすれど、又實に全國有數の貿易市場たり。而して大坂は海外貿易に於ても亦所働的にして常に輸出超過なる事は日本の如き輸入國としては、特筆すべき現象と云はざるべからず。其の過去五年間の累年比較表實に左の如し。

年次	輸 出	輸 入	合 計
三十八年	五五、九三八、二〇八	一八、四九九、八三二	七四、四三八、〇四〇
三十九年	五九、九一〇、二二七	二四、八七八、七一五	八四、七八八、九四二
四十年	六〇、〇三七、五八七	三四、四三一、六四二	九四、四六九、二二九
四十一年	四五、九四八、三四七	二六、八七〇、八八四	七二、八一九、二三一
四十二年	四七、一四八、〇二八	二五、八七三、六一〇	七三、〇二一、六三八

以て大勢を察すべく去る四十一年が日露戦役の好況により著しき増額を示せる以外は、最も順序よく健實に進歩しつゝあるを觀るべし。而

して其の輸出物資の種類は千差萬別なるは、又實に大坂的とも稱すべく、いかに大坂が各種の商品を包容せるかを知るに足る、即ち製茶、海産物、蔬菜、果實、味噌、醬油、罐詰の類を始め、砂糖、酒類は勿論、煙草、熟皮、染料、油類、絲類、諸種織物等は其の大宗にして、衣服、附屬品、紙、金屬製品、洋傘、硝子器、燐寸、化粧品等、實に枚擧に遑あらず。輸入の主なるは綿、大豆、米、粗糖、麻、銅、鐵、器械等にして、其の輸出の主なる對手國は云ふまでもなく、支那にして、年々の輸出高二千萬圓を超へ、次では朝鮮、關東洲、香港、英領印度、比律賓、蘭領印度、英獨米、日耳義、濠州等にして、輸入の多きは支那、英國、印度、獨逸等を主なるものとす。而して其の主なる輸入品は支那より諸種原料品、朝鮮より米、蘭領印度より砂糖、英領印度の綿、英國より鐵、毛織物、獨逸より毛織諸器械、米國より建築材料等主なるものなり。海外貿易の發達は國運の消長と相俟つもの多く、今日斯る貨物を吞吐

する大坂も十年前にありては頗る微々たるものありて三十一二年頃には輸出入共千萬圓に達せざる事遠かりしも三十三年北清時變後に至りて著しき増加を遂げ、之を現在に比するに、約十五倍の發達なり。而して同地貿易に昔よりの關係上、今日も全國の商業にして大坂に連絡を有せざるもの、殆んど是れ無き有狀にして其の貨物集散の狀形は頗る數字の複雑なるものありて容易に説明し難きも、其の鐵道にて集散せらるる貨物にても共に六十餘萬噸に達せり。

倉庫

さて其の貨物の蓄積機關として倉庫は如何と云ふに、私設倉庫會社及官設倉庫併せて七個、其の棟數三百七十九棟、戸前數九百七、建坪二萬六千八百二十六坪、其の積數六萬七千三百八十立方坪、底下素屋數百二十個、其建坪七千八百九十回坪、其の積數一萬八千七十七立方坪あり、最近一個年の出庫品價五百四十二萬一千二十八圓、入庫品價四百四十七萬

同業組合
 九千三百九十五圓を示し、其の預高は合計一千二百九十六萬四千三百六十七個、拂戻高一千七十二萬九千九百九十六個なり。
 今参考の爲に主なる諸組合及び其の業務の種類を表示すれば左の如し。

重要物産同業組合

- | 組合名稱 | 業務種類 |
|--------------|--|
| 大阪府硝子製造同業組合 | 硝子製造 |
| 大阪府燐寸同業組合 | 燐寸製造 |
| 大阪友禪染同業組合 | 内外國産の毛織物及絹染上 |
| 大阪市綿ネル卸賣同業組合 | 内國製産綿ネル綿セル及其他類似品 |
| 大阪漆商同業組合 | 大阪府下生漆製漆問屋、仲買、受賣 |
| 大阪漆器塗師同業組合 | (一)漆器(二)漆ペンキニス混用器物(三)ペンキ器物(四)ニス器物(五)ペンキニス混用器物 以上漆製 |
| 大阪硝子商同業組合 | 硝子器、竹製洋燈、金屬洋燈、口金、釣金卸賣小賣 |
| 大阪石鹼製造同業組合 | 石鹼製造業 |

- 大阪莫大小同業組合
 - 大阪釀商工同業組合
 - 大阪穀物商同業組合
 - 大阪刻昆布製造同業組合
- (一)莫大小及カナル製造販賣業(二)其販賣業者(三)其編立職立業(四)其裁縫業(五)其洋晒業(六)其毛搥業
 釀商工業
 米雜穀問屋卸賣仲立業、水車器械足搗精米販賣、雜穀販賣
 刻昆布製造業

酒造組合 (明治三十二年勅令第三百四十號)

- | 組合名稱 | 業務種類 |
|--------|------|
| 大阪酒造組合 | 酒造營業 |

茶業組合 (明治二十年農商務省令第四號)

- | 組合名稱 | 業務種類 |
|------------|------|
| 大阪府茶業聯合會議所 | 茶業 |

漁業組合 (明治十九年六月大阪府甲第九十七號)
 (明治三十二年訓令第二三號)

- | 組名名稱 | 業務種類 |
|--------|------|
| 大阪漁業組合 | 漁業 |

農工商組合 (明治十九年七月大阪府甲第百十四號布達)

組合名稱

業務種類

大阪鑄物工業組合
 鐵力細工商組合
 鐵商組合
 大阪諸國物產
 委託問屋組合
 大阪蠟燭傘商工組合
 兩換商組合
 大阪製藥業組合
 吹子商仲間組合
 大阪活版營業組合
 靴革具製造業組合
 金銀眞鍮銅工業組合
 大阪木綿太物商組合
 大阪疊商組合
 材木問屋商組合
 雜菓子商組合

種々の地金を以て諸器物を鑄造し内外國に販賣
 鐵力細工業
 鐵銅銃賣買
 諸國生産物委託販賣
 蠟燭傘製造及販賣
 通貨の交換、舊貨幣、外國貨、地金、銀、公債等の
 賣買代金取立
 製藥業
 吹子式
 活版印刷並に同器械の製造販賣
 諸靴及上靴類靴付屬品類
 金銀眞鍮銅器物製造販賣
 綿糸卸賣仲買小買
 疊及附屬品製造販賣又は貸貸
 材木を荷主より引受仲買人へ賣捌
 製造卸賣、仲買卸賣、小賣商

大阪醬油問屋組合
 大阪細工昆布商組合
 大阪素麵商組合
 紡績業商組合
 大阪同業商組合
 肥物商組合
 金銀銅吹業組合
 洋鐵商組合
 金物商組合
 洋服商工業組合
 大阪足袋裝束商組合
 大阪綿商組合
 大阪呉服商組合
 大阪糸物商工組合
 舶來織物取引商組合
 内外總糸商組合
 大阪麻苧商組合

各地方より買入汎く販賣す
 昆布に加工し販賣す
 素麵卸賣業
 紡績綿及同屑綿並に附屬物賣買
 内外國産各種肥料賣買
 内外國金、銅、古金、銀、銅製煉販賣
 海外各國より輸入する鐵鈕鐵類買入及卸仲買小賣
 内外國の地金を買入製造販賣
 洋服販賣及裁縫
 足袋及其他裝束類製造販賣
 内外國産綿の間屋仲買
 内外國産繭糸、麻苧、苧、其他の製糸織物加工、變織販賣
 全國各産地糸類を輸入し生糸の儘或は組物に製し販賣
 海外輸入諸織物類販賣
 内外總糸、木綿の販賣
 内外麻苧系及麻布並に其附屬品賣買

小間物卸商工組合	小間物製造及販賣
小間物小賣商組合	小間物小賣
團扇商組合	製造或仕入内外國へ販賣
大阪扇子商組合	扇子製造販賣
舶來物品及模造品商組合	海外輸入品販賣
白粉商組合	白粉製造販賣
大阪藥種卸商組合	藥種卸賣及仲買業
藥種小賣商組合	藥種販賣
資藥業組合	賣藥營業及請賣業
大阪薰物線香商組合	薰物線香製造卸賣
繪具染料商組合	内外繪具卸賣小賣
藍商問屋組合	内國産藍販賣
藍商仲買業組合	藍販賣
大阪炭問屋商組合	炭卸小賣
大阪石炭商組合	内外石炭販賣
大阪造業組合	コークス製造

油卸賣商組合	内外國油販賣
絞油商組合	菜種及胡麻綿等油製造販賣
大阪蠟商組合	問屋仲買製造業
大阪布海苔商組合	内外國産原紳及布海苔製造
荒物染草商組合	内外國産荒物染草販賣
荒物商組合	荒物
蒔繪製造工業組合	蒔繪
醫療器械商組合	醫療器械化學用器械
大阪砥石硯商組合	砥石硯販賣
紙商組合	内外國諸紙販賣
大阪材木仲買商組合	諸材木販賣
大阪竹商組合	卸賣仲買小賣
酢受賣商組合	取次販賣
造酢商組合	製造販賣
味噌麴商組合	味噌麴麥芽甘酒製造販賣
鹽問屋商組合	鹽販賣

大阪砂糖漬金米	製造販賣
糖掛物商組合	内外砂糖及再製販賣
砂糖問屋業組合	砂糖輸入販賣
砂糖商組合	菓子製造
菓子商組合	藻草、磯草、寒天
大阪藻草寒天業組合	海魚販賣
海魚商問屋組合	鹽魚干魚鱈節及海草物
鹽魚干魚鱈節商組合	乾物販賣
乾物商組合	貯藏人、仲買人、小賣人、行商人
凍氷商組合	藍玉染及灰等を用ひて手拭委託染
手拭絞り染組合	藍玉染及諸染草灰等を用ひて染物請負
諸色無地染組合	張麗鬘付其他手功
諸木綿張鬘業組合	日本形西洋形船及蒸氣船製造
大阪造船業組合	船舶附屬品販賣
船具商組合	川船を以て荷客を搭載す
第一川船業組合	北海道諸物産を引受け手数料を以て賣捌く
北海道屋産組合	
受問屋組合	

荷受問屋二番組々々	薩摩、大隅、沖縄、大島物産引受販賣
荷受問屋三番組々々	北海道物産委託販賣
灰商組合	石灰、生石灰販賣
皮革商組合	内外産皮革販賣
履物商組合	履物類販賣
大阪朝鮮貿易商組合	朝鮮貿易業商人
製綿商工組合	内外國棉花を製綿とし販賣
提燈製造業	提燈製造販賣
共提燈組々々業	靴其他附屬品の卸賣
大阪靴卸賣商組合	神佛具製造販賣
大阪佛具佛像	酒類販賣
佛壇商組合	酒類販賣
酒類商組合	料理營業
大阪料理商組合	昆布卸小賣
昆布卸小賣商組合	

以上は商業の概略にして、未だ以て全般を窺ふに足らざるも、商業は工業と最も密接の關係ありて兩者相俟つに非らざれば其の概観をさる

知る能はず、以下工業より商工諸機關の一斑を記述すべく、聊か以て商工業の一斑を窺ふに庶幾からんか。

工業

大阪が商業の中心たる事は、實に三百年來の事實にして、上來記述する所の如くなるが、更に大阪は商品の取次をなすに止まらず、進んで其の供給の根本を支配すべく、維新以來新文明の輸入と共に盛んに工業に着目し、其の地形と商權を利用して益發達を遂げ、近年は又「水の都」と共に「煙の都」の稱を得るに至れり。もし仔細に歴史上の事實を探究しなば、大阪が工業地として淵源的史實の少からざるものありと雖も、今日の盛を見るに至りしは實に近年の事にして、十數年ならずして斯る長足の發達をなしたるは、實に一種ミラクルの感なしとせじ。其の種類の如

き實に多種多様にして、市の統計に掲ぐるのみにても實に六十餘種に上れり。其の主なるものは綿毛兩種の紡績及紡織事業にして、往時織物の淵源と稱せらるゝ、漢織、吳織の漂着せし場所の我が大阪に近きにも由るか、紡績絲の如きは實に大阪を以て世界大市場の一に數へられ、大阪マーケットの相場は世界の紡績界に大なる影響を與ふ。紡織に次ぐものは金屬の精練、昆布製造、鐵製品、製革、燐寸、肥料等とす。其の工業の種類工場數、人員、製品、價格等(四十二年現在)を擧ぐれば左の如し。

紡績 金屬 精練 毛屬 絲 織物	工場數	原動力數	實馬力	執業人員數	平均一 日執業 時間	職工數		平均一 日賃	製品價額
						男	女		
紡績	10	483	5,333	3,506	3.3	3,635	1,935	3.3	3,506
金屬	3	5	5,333	1,333	2.5	1,055	82	5.6	10,000
精練	3	1	1	555	3.0	379	2	7.2	1,500,000
毛屬	3	1	1	555	3.0	379	2	7.2	1,500,000
絲	3	1	1	555	3.0	379	2	7.2	1,500,000
織物	3	1	1	555	3.0	379	2	7.2	1,500,000

酒類	菓子類	紙類	足袋	賣藥	煙草	石鹼	車輪	刷毛	卸子	帆布	洋服	化粧品	靴類
三九	三〇	二五	二二	二一	二〇	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一
一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
五八五	五八五	五八五	五八五	五八五	五八五	五八五	五八五	五八五	五八五	五八五	五八五	五八五	五八五
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇

製米及粉類	精米	鐵製物品	金屬製品(鐵ヲ除ク)	印刷物	莫大小地及製品	製綿	製油	製草	船舶及船具	洋傘	燐寸	硝子器	人製肥料	製藥
九二	九二	八〇	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六
一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
五八五	五八五	五八五	五八五	五八五	五八五	五八五	五八五	五八五	五八五	五八五	五八五	五八五	五八五	五八五
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇	一、三三〇、一四〇

蚊帳	娛樂及運動具	花簪及造花器	樂器	傘及提燈	扇子及團扇	桶及櫛	金庫	紡織用木管	表裝	袋類	敷物類	襪類	漸物	度量衡器
四	八	壹	四〇	二二	三〇	九	八	六	六	四	一	壹	三	三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六九	三〇三	二四七	三三	三三	三八	一九〇	二四	一五〇	二四	一一	三三	三三	一八	二〇八
三三	三四	二六	四〇〇	二六	三三	二九	三八	三〇	一〇	三〇	二七	二二	三〇	三〇
二	二	二	一〇	二	二	一〇	九	二	二	二	三	一〇	二	一〇
七	一〇	六	五〇	二	一	一〇	九	七	三	一〇〇	六	六	六	一四〇
六六	六九	四〇	六	三	一	三	七	五	八	一三	四	八	一	一四〇
六三	六六	六五	七〇	五〇	四七	四三	四〇	六四	六四	六六	四三	六〇	六	六五八
三七	二〇	三三	一〇〇	二〇	二七	一	三〇	三〇〇	三〇	二六	三三	三三	三	一
二五	二〇〇	五八	二七	五八	三三	二四	三九	三九	三九	七〇	三〇	三九	三	四四

漆器	玩具	製造昆布	醬油及味噌	煉瓦及坩堝	糸物	紙製品	蠟燭	蠟燭詰物	指物	組紐料	塗具	文房具	履物	コク
五	五	六	四	三	二	一	七	三	四	五	四	四	二	八
一	二	一	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	九	二	三	五	三	五	八	二	三	三	四	一	一	八
三六	五六	二六	一九	二九	四六	七五	三九	一〇〇	二六	二八	二九	二八	一〇	二八
二九	二六	二六	三二	三二	二九	二八	二九	二九	三三	二七	二五	二九	二	二六
一〇	三	二	〇	〇	二	二	二	二	二	三	八	二	三	三
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二二	一七	六	一	二	一〇	九	二	三	二	三	八	二	三	一
三	一七	八	一	三	二	二	九	二	二	三	七	三	一	五
六八	五〇	六五	四	六	五	五	六	六	四	五	四	五	六	五
三〇	三	二	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
五九	八七	八八	六〇	一〇	八	九	五	一	一	一	一	一	一	一

年次	工場數		原動馬力		職工數		製品價格	
	男	女	男	女	男	女		
三十七年	五、〇九九	一六、六二五	二九、六三二	二二、〇六六	九八、三七五	六七一	—	
三十八年	五、〇九六	二一、六一〇	二九、七〇六	二五、九五九	一五四、四八六	一六五	—	
三十九年	五、五六四	二二、〇六三	三三、〇三九	二九、九七六	一七八、九八〇	七六七	—	
四十年	六、三四五	二三、六〇七	三三、五九二	三二、八一八	一九三、〇五三	四三七	—	
四十一年	六、五一一	三四、五二五	三一、二六〇	三二、六七八	一九四、五〇六	九六〇	—	
計	六、五一	九四七、五五	二、〇九	六六	二、〇三	三八	—	
雜	品	二	七	三	五	二	—	
合	計	六、五一	九四七、五五	二、〇九	六六	二、〇三	三八	—

又既往五年間比較累計を見るに、實に左の如くにして製品價格に於て之を五年前に比して約倍加せるは勿論、去る三十三年の五千四百餘萬圓に比すれば實に三倍以上に上れり。

紡績の一日平均運轉鍾數は二十八萬以上にして、石炭消費高十二萬噸以上に及ぶ、東洋のマンチエスターと稱せらるゝ故なきにあらず、無論

各種工業の年々發達しつゝ、あるは前表に依るも明かなるが、殊に近年發達著しく進歩せるは、金屬製鍊、毛斯綸友禪、メリヤス、洋傘、鐵製品、燐寸製革、硝子等にして、何れも十年前に比して倍加の進歩を示せり。

金融機關

銀行——實業——主なる機關

金融機關に於ても大阪は昔より特殊の發達を遂げ、有名なる十枚兩替の如きも、名は兩替にして實は今日の銀行に異ならず、爲替、手形の如き制度は古くより最も圓滿に行はれたり、されば商工の發達と共に益金融機關も進歩し、明治初年以來一兩度所謂バニツクの襲來を受けたる事あるも、大體に於ては最も順調に進歩發達し、つあり、政府財政當局者も遂に大阪の金融業者を無視する能はず、所謂銀行團なるもの、一

舉一動が間接に日本の財界を支配する概あるは、世人の知悉せる所の如し。

銀行

先づ銀行について見るに、總數四十四行内本店を有するもの二十四行、支店又は出張店は二十行にして、市内に本店を有する銀行の資本金額總計三千八百九十二萬圓、拂込額總計二千七百九十一萬圓、積立金千四百四十一萬七千圓、固定財産四百八萬圓にして、市内に本店を有せず支店及出張所を有する本店の資本金額は實に一億一千三百萬圓に上れり。而して市内銀行預金總額は一ヶ年三十一億八千六百二十七萬四千六百六十五圓、貸金同五億九百六十萬七千三百四十三圓、其の拂戻金總額三十一億八千五百二十九萬七千五百二十四圓の多額を見る、豈に盛ならずや、更に手形に於て見るに、割引手形九億四千七百四萬千五百四圓、代金取立手形二億七千六百五十五萬九千五百五十五圓、荷爲替貸出六

千四百四十八萬二千三百二圓、取立一億七百八十三萬七千二百二十一圓、爲替振出四億八千八十一萬七千七百七十二圓、受込六億九千六百四十四萬八千四百八圓の多きに達せり、而して荷爲替手形に於て取立の夥しく多額にして、爲替に於て受込の振出に半倍せる如きは、自ら商工業的都市としての面目を知るべく、いかに商工業の繁榮なるかを察すべきなり。

尙又郵便貯金は二百七十七萬四千九百三圓に上り、貯蓄銀行貯金額總計二千三百五十三萬二千七百六十八圓にして、貯金人員百三十二萬四千八百五十四人、平均一八十七圓位に當る、市民貯蓄心の一斑を知るべし、又市内現往者にして公債所有額の額面總額は六千二百二十萬五千五百十五圓、同株券所有額拂込額九千六百八十四萬七百三圓に達す、而して信用の發達と共に手形交換高の増加するは勿論にして、三十七年に八

億九千八百萬圓のもの四十一年には十四億千八百九十四萬千餘圓と約二倍するに至れり。

質屋

尙社會下級者に對する金融機關として缺くべからざる質屋は如何と云ふに、其の總數九百三十一個、西區二百二十五、南區三百三十三、東區百十五、北區二百二十にして、其の貸出金年額四十二年現在にて百六十二萬二千八百十八圓、其の口數百二十五萬二千八百三十三、拂戻高口數百十八萬千八百八十五、其の金額百六十二萬六千九百二十二圓、流高口數九萬九千五百九十七、金額十三萬九千二百十九圓に及び、大阪の質屋は比較的良好なるも、勞働者等の増加するに従ひ低利にして確實なる制度の許に之を公設するは大都市の社會政策的經營として最も必要なるべく、吾人は將來大阪市々營の下に公設質屋の開設を望まざる能はず。

主なる機

此處に金融の項を終るに當り、主なる金融機關及び團體を擧ぐれば

▲手形交換所 事務所は北區中之島一丁目の銀行集會所内にあり、明治二十九年の四月初めて業務を開始せり。目下の加盟銀行は二十六行委員長は小山健三氏なり。

▲銀行集會所 北區中之島一丁目にあり、明治三十一年十一月の創立にして、主として銀行に關する問題を研究し一面同業者の親睦を圖るにあり、加盟銀行は本店二十六、支店十九なり。

▲資本金三十萬圓以上の銀行株式會社にては、北濱(一〇、〇〇〇、〇〇〇圓)三十四(五、〇〇〇、〇〇〇圓)浪速(七、〇〇〇、〇〇〇圓)近江(二、〇〇〇、〇〇〇圓)百三十五(五、〇〇〇、〇〇〇圓)五十八(一、〇〇〇、〇〇〇圓)金城(五〇〇、〇〇〇圓)大阪實業(同上)大阪農工(同上)大阪工商(三〇〇、〇〇〇圓)▲合資會社にては加島銀行(三〇〇、〇〇〇圓)合名會社にては鴻池(三、〇〇〇、〇〇〇圓)

〇〇)増田(五〇〇、〇〇〇)個人にては住友(一、〇〇〇、〇〇〇)山口(一、〇〇〇、〇〇〇)

▲銀行支店の主なるもの 日本銀行、二十三、土佐、大和田、横濱正金、臺灣銀行、第一、第三、七十八、四十七、高知、帝國商業、三井、三菱、第十二、第十八。

▲銀行に非る金融會社 日本信託株式會社(資本五〇〇、〇〇〇)日本債券會社(二〇〇、〇〇〇)

諸會社

さて市内の會社について觀察するに、株式合資會社二、株式會社百十二、合資會社二百七、合名百四十八、總數五百五十九にして、内市内に本店を有せざるもの百四十二あり、其の資本金額は其の總額株式合資は四十

萬圓株式會社は一億四千八十四萬五千圓、合資會社は八百二十八萬三千五百五十五圓、合資會社千四百六十七萬七千八百五十五圓、總計一億六千四百二十萬六千四百十圓にして、拂込資本總額一億二千九十四萬一千三百六十圓なり、中に就て最も多きは製造販賣會社にして、次は物品販賣會社、交通運輸業之に次ぎ、保險會社又之に次げり、今資本金二十萬圓以上の會社銀行及運輸を除くを營業別にして記すれば左の如し。

株式會社

▲紡績及織物業

	資本金	營業目的
大阪紡績	五、〇〇〇、〇〇〇 ^円	綿絲綿布製造販賣
大阪合同紡績	二、四〇〇、〇〇〇	綿絲製造販賣

日本紡績 二、七五〇、〇〇〇 瓦斯糸綿糸製造販賣
 攝津紡績 一、七三五、〇〇〇 綿糸製造販賣
 内外綿 二、五〇〇、〇〇〇 同上
 天滿織物 一、〇〇〇、〇〇〇 綿布製造販賣
 福島紡績 一、二〇〇、〇〇〇 綿糸製造販賣

▲物品製造販賣

明治製煉 三、〇〇〇、〇〇〇 銅其他製煉、硫酸肥料
 中央セメント 一、五〇〇、〇〇〇 セメント
 大阪電氣分銅 一、二〇〇、〇〇〇 電氣分銅、綿、板等
 攝津製油 一、〇〇〇、〇〇〇 油及肥料
 大阪舍密工學 四五〇、〇〇〇 コークス、コールター、
 硫酸、アムモニア
 東洋木材防腐 一、五〇〇、〇〇〇 木材防腐其他

櫻セメント 一、〇〇〇、〇〇〇 セメント、人造石等
 帝國ブラシ 二〇〇、〇〇〇 刷子製造
 大阪製綿 二二五、〇〇〇 打綿製造
 木津川セメント 七〇〇、〇〇〇 セメント
 中之島製紙 三〇〇、〇〇〇 洋紙製造
 大日本製藥 三〇〇、〇〇〇 諸種藥品、及試驗
 日本窒素肥料 一、〇〇〇、〇〇〇 肥料
 大阪窯業 一、〇〇〇、〇〇〇 煉瓦製造
 日本金剛砥 三〇〇、〇〇〇 金剛砥製造
 大阪硫曹肥料 三、〇〇〇、〇〇〇 肥料型銅製造
 大阪アルカリ 一、〇〇〇、〇〇〇 硫酸肥料
 大阪セメント 一、二〇〇、〇〇〇 セメント、石灰、肥料

▲物品販賣業

日本綿花	二、〇〇〇、〇〇〇	綿花綿絲
大阪糖業	三三〇、〇〇〇	砂糖、米穀、肥料
日本製材	一、〇〇〇、〇〇〇	製材、製板
阿波藍	二五〇、〇〇〇	藍其他物產
韓國棉花	二〇〇、〇〇〇	綿花販賣、線綿
大日本木材	三五〇、〇〇〇	製材、製函、木炭
日本火炭	一、〇〇〇、〇〇〇	火炭採取精製

▲點火業

大阪電燈	七、二〇〇、〇〇〇	電燈、電力、供給、電線製造
大阪瓦斯	六、〇〇〇、〇〇〇	瓦斯供給、劑產物
大阪點燈	二〇〇、〇〇〇	街燈點火

▲倉庫業

大阪倉庫	五〇〇、〇〇〇	貨物保管
------	---------	------

▲保險業

日本海上火災	三、〇〇〇、〇〇〇	海上及火災保險
日本火災海上	一、〇〇〇、〇〇〇	同上
日本生命	三〇〇、〇〇〇	生命保險
大同生命	三〇〇、〇〇〇	同上
日本教育生命	三〇〇、〇〇〇	教育結婚保險

▲鑛業

帝國鑛泉	六〇〇、〇〇〇	鑛泉製造
------	---------	------

▲漁業

內外水產	一、〇〇〇、〇〇〇	捕鯨
------	-----------	----

東洋捕鯨 七、〇〇〇、〇〇〇 同上
 大阪興業 二〇〇、〇〇〇 漁業

▲其他

日本冷蔵 二五〇、〇〇〇 寒天製造、冷蔵貯藏
 泉尾土地 六〇〇、〇〇〇 土地建物賣買
 中立起業 五〇〇、〇〇〇 地所賣買
 共立物産 二〇〇、〇〇〇 委託販賣

合資會社

汽車製造 七四九、四〇〇 鐵道用車輛製造
 右岐合資 三〇〇、〇〇〇 清酒釀造
 西成西紙 二〇〇、〇〇〇 製紙販賣
 藤本合資 三〇〇、〇〇〇 穀物委託販賣

江商合資 四〇〇、〇〇〇 綿絲棉花貿易
 大阪毎日 三〇〇、〇〇〇 新聞發行
 大阪朝日 六〇〇、〇〇〇 同上
 大林組 五〇〇、〇〇〇 土木建築受負

合名會社

半田綿所 三〇〇、〇〇〇 棉花棉絲
 富士九合名 三〇〇、〇〇〇 材木輸出
 十合合名 二〇〇、〇〇〇 反物販賣
 稻西合名 二〇〇、〇〇〇 吳服、木綿販賣
 山口棉花商店 二一〇、〇〇〇 棉花販賣
 内外物産 二〇〇、一〇〇 物產貿易
 荒川商店 二五〇、〇〇〇 直輸出入業

取引所及市場

米穀—株式—綿糸布—油—諸市場

大阪に於ける取引所は米穀、株式、綿糸布及棉花、油の四種なり。就中堂島米市場は我が國最古の米市場として、三百餘年來天下の財權を左右するの概ありき。左に順次其の内容を概述せん。

堂島米穀取引所

堂島と云へば直ちに米穀市場を連想する如く、其の由來頗る舊し。天正年間山城伏見の最盛時代に、三郎左衛門と云へる商利に敏き人ありしが、巨資を提げて、大阪に來り今の淀屋橋南詰に淀屋と號する商店を構へ、豊臣家に軍糧を納め、又藏を建て、米穀を賣買し、益發達して遂に其

米穀

の門前に市を立つるに至り、後遂に一の米穀市場とはなりぬ。三郎左衛門は巨庵と號し、富百萬を重ねて實に當時町人の雄なりしが、其の後辰五郎の時代に至り、一代の豪奢を極め獨立にて橋梁を建架する等、今に淀屋橋の名ある所以、其の極まる所を知らざりしより、元祿十年に關處の身となり、米穀市場も同時に今の堂島濱通一丁目に移せり。是れ其の起源なるが舊幕時代は諸藩の藏屋敷あつて、其の留守居役は各自藩より積み來れる米穀の賣方となり、出入商人中の重立てるもの藏元となり、藏元の下に米問屋あり仲買人あり、仲買人は賣買の仲立をなし、以て各種産米格附の便法となせり。維新後明治二年に至り、限月米賣買の法を講究し、同三年許可を得て開業し、九年より米商會所と稱したりしが、後二十六年に至り取引所法の發布ありしより、更らに改めて今日に及び、兎に角我が國最古の米穀市場にして、今日にても米相場は東京及

び大阪の二市場の相場によりて、全國の相場を左右しつゝあるが、維新前は全然堂島市場を以て左右したるを以て、其の日々の相場を通信する機關の如きも、電話なき當時にありては一種の旗信號の遞傳法を以てし、大阪名物の一たりしが電話開通以來全く観るべからざるに至りぬ。

當取引所の地區は大阪全體にして攝津中米を標準とし、延取引、定期取引を取扱ひ、休日の外日々午前午後の二回立會を開き、公定相場を確定す。開市中は市場の内外人を以て満たされ、一種の奇觀を呈す。仲買店は其の附近に軒を並べ目下五十軒に垂んとす。資本總額百二十萬圓、拂込八十五萬圓の株式會社なり。目下の寄場は大火後最近新に建設されしもの、石煉瓦の西洋建にして頗る宏壯なり。四十二年の賣買高一千九十九萬九千六百五十石、其の價格一億四千四百二十四萬六千七百八十八

圓に上れり。目下主なる役員は理事長高原倉平氏、理事宮崎敬介氏、藤野正年氏、支配人吉田武衛氏なり。

大阪株式取引所

株式

東區北濱一丁目に在りて最も宏壯なる建物の一なり。北濱は即ち大阪のウォール、スツリートにて、近時は其の盛なること遙かに堂島の米穀市場を凌駕しつゝあり。本所の創立は明治十一年にあり。發起人は五代友厚、鴻池善右衛門、住友吉左衛門、三井元之助、加納治郎右衛門、熊谷辰太郎、井上新三郎、山口吉郎兵衛、笠野榮吉、平瀬龜之助の十氏にして、當時の資本は貳十萬圓に過ぎざりしが追々資本を増加し今日は資本總額七百萬圓、拂込四百八十三萬二百二十五圓の株式組織にして現今の仲買人九十六名あり。現に取引所のある處は兩替商共同屋敷のありし場所

にて、今の建物は三十年七月の建造に係る休日の外日々午前午後の兩回立會を開き、最も般盛を極む、東京の取引所に對し關西財界の重鎮たり。四十二年の賣買高を觀るに、公債額のみにて七億千三百萬圓を越ゆ、以て其の盛況の一斑を察すべきなり。目下の主なる役員は理事長濱崎永三郎氏、常務理事田中太七郎氏、飯田精一氏、理事寺井榮三郎氏、梅原龜七氏、支配人増山忠次氏等なり。

三品取引所

東區北久太郎町三丁目にあり、去る明治二十六年中村惣兵衛、和田保次郎、泉佐助、今西林三郎、吉田清吾、杉原勝助、山本治兵衛、石井庄七、岩田惣三郎、岩田保太郎諸氏の主唱にて内外國産綿糸、棉花、木綿の三品取引所の目的を以て創立されしものにて、東區高麗橋四丁目に營業所を定め、資

綿糸布

本金十五萬圓の拂込を了すると共に、組織を整へ二十七年一月に至りて賣買取引を開始したり。創業の際は各生産地名、製造所名を以て區別したるを以て、賣買範圍狭少にして賣買の弊害起り易かりしが、後綿糸は各番手毎に品質の等級を定め、同番手にして品位の均しきものは、製造所の何れを問はず賣買受渡に共用する事としたるより大に發達し、現今は器械的検査を行ひて不合格品あるときは直接製造者に注意を與ふるより、益取引所の信用を博し來れり。目下の資本金總額百萬圓、拂込六十五萬圓なるが、紡績業の發達と共に近年著しく發達し來り、今や世界の紡績界に於て大阪マーケットとして知らるゝに至りぬ。四十二年の賣買高は綿花五千百八十三萬七百九十圓に上れり。目下の理事長は今西林三郎氏なり。

大阪油取引所

油

東區豊後町にあり、明治二十六年の創立にして、資本金十萬圓の株式會社なり。菜種油、棉實油及石油の賣買取引をなす。油取引市場は當取引所を以て唯一となすが故に、其の相場は全國の標準相場となり、斯界に重をなせり。尙仲買人は各自宅に本業を有し、仲買と兼營なれば、取引極めて確實に且つ圓滿に行はれつゝありて、四十二年の菜種油の賣買高二百十四萬六千九百九十五圓に達せり、理事長は池田半兵衛氏なり。

諸市場

諸市場

市場とは要するに日用食品即ち米以外の青物類、魚類を意味し、都市の設備としては當然保健衛生の部に分類さるべきものなるが、市として

は直接何等の設備なきを以て、之を商業の部に入れたり。現今の市場は總て九あり、中に就き天滿の青物市場及び雜喉場の魚市場は最も古く、又最も有名なり。天滿の市場は天神橋の北詰を東へ入る所にあり、區域三丁餘に亘り、各種の青物問屋軒を並べ、毎朝の繁榮は確かに大阪名物の一たるを失はず。雜喉場は西區江戸堀五丁目にあり、大阪に入る魚類の大部分は皆な此處に集まり、最も繁榮を極め居れり。今各市場を列擧すれば左の如し。

(四十二年現在)

西區	種類	賣買出來高	開場日數	重ナル輸出地
雜喉場魚市場	海魚介類	三、一〇〇、〇〇〇圓	三三〇日	市内
天保町魚市場	雜魚類	三、六〇〇	二七〇日	同

九條町魚市場	雜魚類	五〇〇〇〇	一三〇	市内及岡山、奈良地方
九條町青物市場	青物類	三〇〇〇〇	二六〇	市内
四貫島青物市場	青物類	一〇〇〇〇	三〇〇	同
南區計		三、八六、六〇〇	一、四二二	
黑門市場	青物乾物魚鳥類	四五、一八三	二二四	市内
難波木津生魚市場	魚類	一五、二〇〇	三六五	同
難波青物市場	青物類	六五、三〇〇	三六四	同
木津青物市場	青物類	三三、二〇〇	三三四	同
木津青物市場	青物類	七五、五〇〇	三三四	同
丸金市場	古道具類	二〇〇〇〇	七三	同
東區計		三八四、三六三	一、七四三	
中武古物市場	古道具類	五、三六五	九五	市内
共立會	洋絨類	九、七五五	三	同

○ 久市場	古道具類	七、〇〇〇	七三	同
◎ 古物市場	古道具類	五〇〇、〇〇〇	六五	同
大阪商盛組	古器具類	五三、一四〇	二六八	同
北區計		一、四二、五八、〇〇〇	二九三	東京及北海道地方
株式會社堂島米穀取引所	米穀	一、三五〇、〇〇〇	三六三	本土及滿韓北米
天滿青物市場	蔬菜一式類	二〇六、九八〇	三三三	市内附近及清國
天滿魚市場	魚類	一三、〇〇〇	三六〇	市内
青果物市場	野菜及果物類	二、〇〇〇	六〇	同
川上市場	青物類	五、〇〇〇	七〇	同
山平古物市場	同	四、〇〇〇	四〇	同
丸爲古物市場	同	三、五〇〇	一〇〇	同
丹榮古物市場	同	五、〇〇〇	三三	同
桐山古物市場	古道具類	三、五〇〇	一〇〇	同
天滿裏町市場	魚類	五、〇〇〇	三三	同

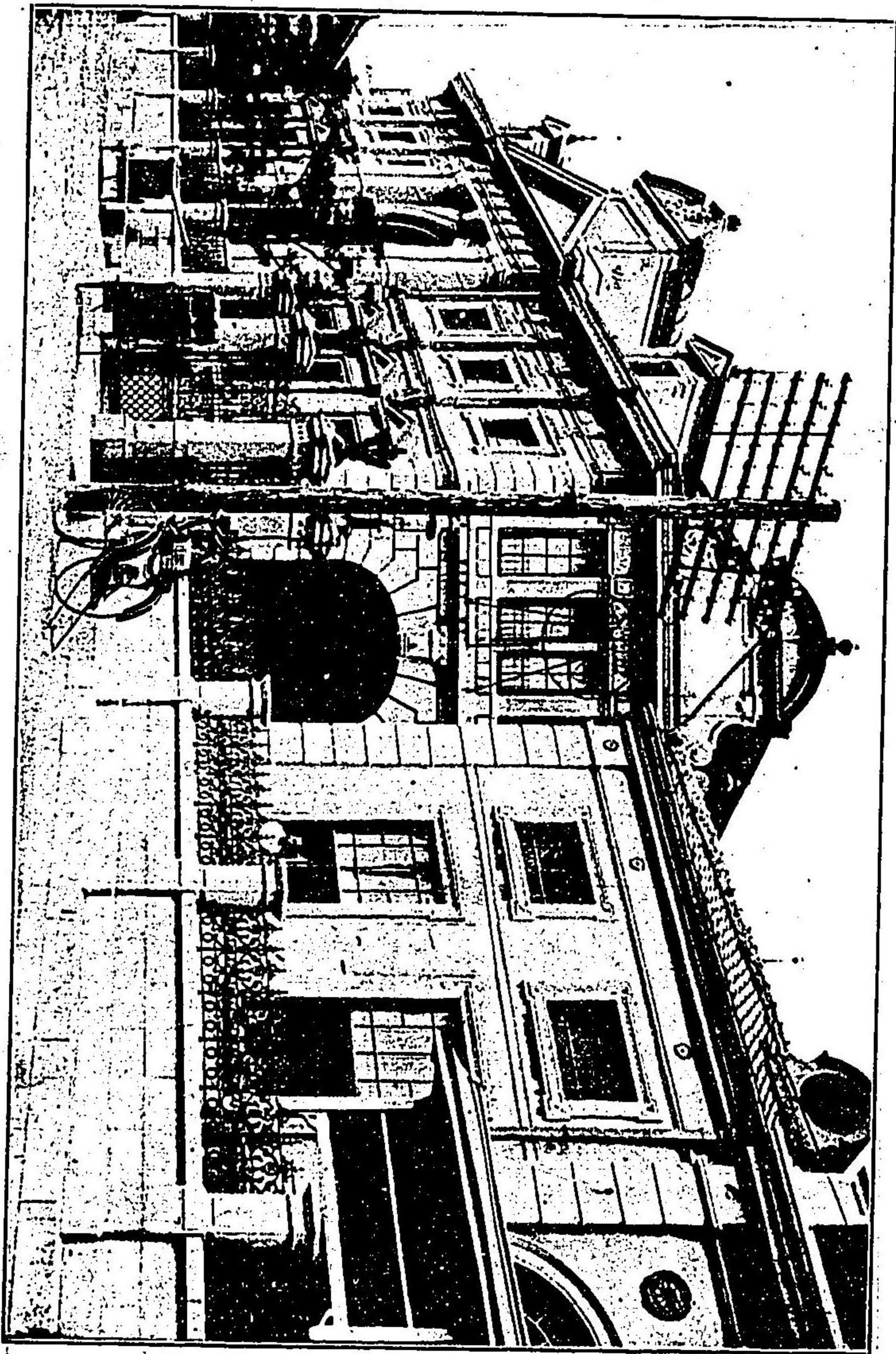
合	計	計	一四、一五、六三〇	二、〇五七
			一四、二四、九七三	五、四一〇

其他の商工機關

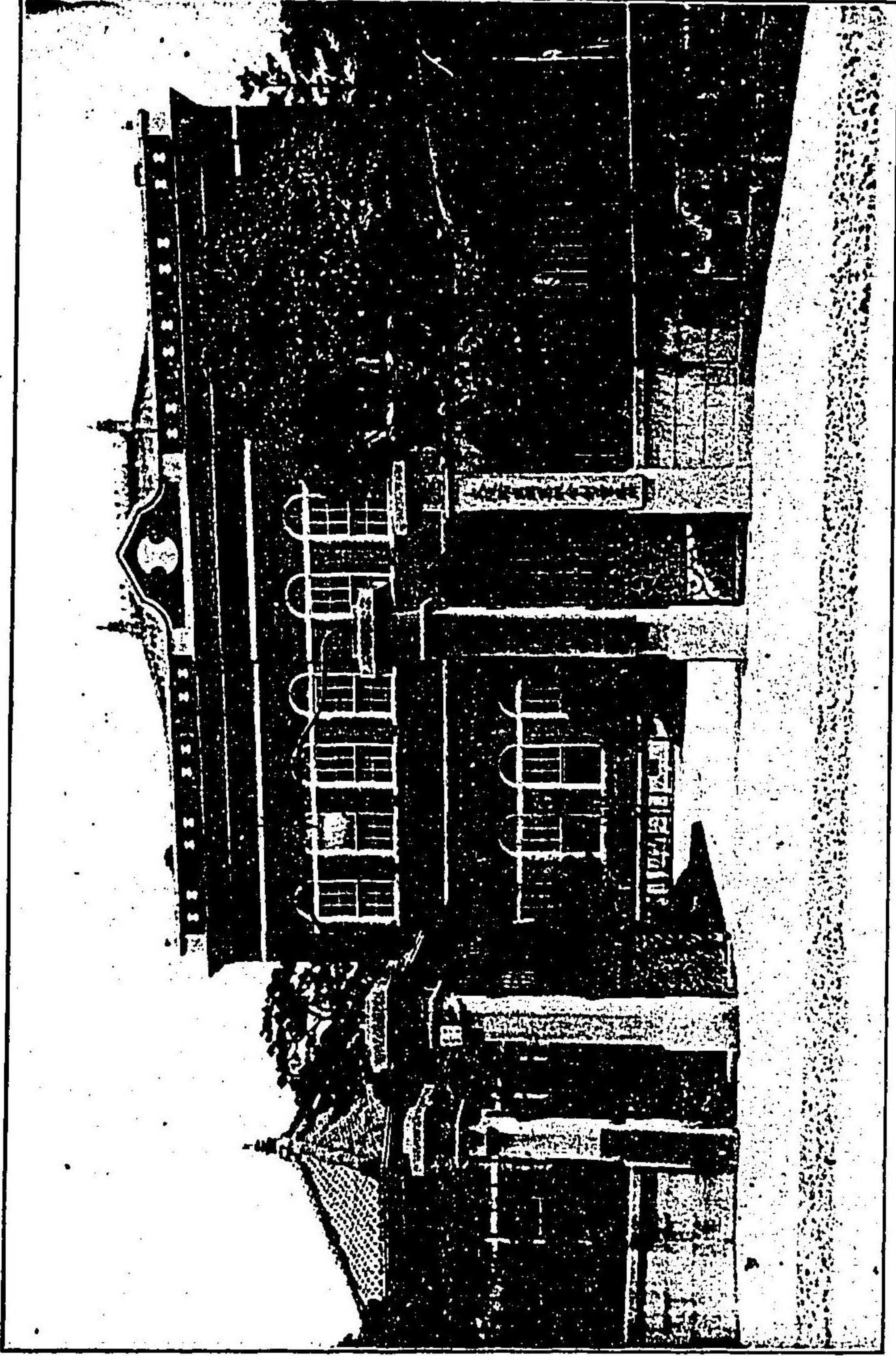
商業會議所—商品陳列所—實業協會—商業興信所

大阪商業會議所

商品陳列所 北區堂島濱通一丁目にあり、我が國嚆矢の商業會議所として最も有名なり、元來大阪の商業者は株仲間の嚴重なる申合による組織習慣ありて、天下の商權を握りし事は前にも述べしが、維新の革命は舊制を打破し去り、着實なる商人は爲に方向に惑ひつゝある折しも、此の虚に乗せんとする奸惡の徒漸く多からんとしたるより、市中の有志者之を憂へ



大 阪 株 式 取 引 所
The Osaka Stock Exchange.



大阪商會所
The Osaka Chamber of Commerce.

區長等と協議を重ねたる結果明治六年に至りて各商業者に團體の組織を促したるを手始に、同十一年に至り五代友厚、中野梧一、藤田傳三郎、廣瀬幸平等諸氏の主唱にて、其の設立を時の府知事に出願し許可を得たり。是れ實に大阪商業會議所の發端にして又實に全國會議所の嚆矢なりとす。かくて第一總會を十一年九月に開き、會頭以下の役員を選擧し、先づ同業仲間團結の方法を議定し、其の勸奨により續々同業組合の設立を見るに至り、漸次發達したるが、當時は商法會議所と稱せしを、二十三年商業會議所條例の發布と共に、一旦之を解散して更に現時のもの設立したるなり。全會員を商業、理財、運輸の四部に分ち、各部に部長一名を置き、正副會頭及各部長を以て役員會を組織する事とし、會員選舉は各記名單記投票なり。近年は單に市内商工業の機關たるのみならず、國運の發展と共に事務も漸く對外的となり、一種の外交機關をも兼

ぬるの感なしとせず、現今の役員は左の如し。

會頭 土居通夫氏 副會頭 法橋善作

書記長 伊直之助氏

大阪商品陳列所

商品陳列所

明治二十三年時の大阪府知事西村捨三氏の發意にて、府の勸業委託金を以て經營の基礎とし、市内の主なる商工業者の賛成を得て成れるもの、現に堂島濱通にありて、市内有数の西洋風建築なり。目的は元より其の名の如く内外國の重要物産を陳列し、商工業の参考に備へ、又新聞雜誌を蒐集して兼ねて商工業の調査及試験を行ひ、商工業の發達を圖るにあり。内部は内外國品部、調査部、圖書部、工業試験部の四部になり。現時の所長は平田專太郎氏、開館時間は午前九時より午後四時迄なり。

大阪實業協會

實業協會

北區堂島濱通の商品陳列所内にあり。實業界の改善を促がし、其の發達を圖る爲めの團體なり。土居通夫氏を會長とし、目下の會員二百餘名あり。勸業、貿易、庶務、會計の四部に分ち、諸般の調査をなす等活動を怠らす。又た大概毎年天王寺公園の舊美術館等にて製産品博覽會を開くを例とす。

商業興信所

商業興信所

東區北濱通三丁目にあり。是れ亦我國に於ける商業信用通信機關の嚆矢とす。其の創立は實に外山修造氏の發意に成れるものにて、外山氏は恰も二十三四年の交歐米の視察を終つて歸朝し、歐米に於ける興信所

の必要あるを觀破したるにあり。かくて外山氏は直に之が創設を爲さんとし先づ主なる銀行者と協議せしも、事の餘り新奇なる爲異論者多かりしが、追々賛同者を得遂に申合規則なるものを議定し、外山氏自ら所長に任じて二十五年に至り愈創立事務所を開き、初めは専ら加入者に對する審問回報に務めしが、爾來必要に應じて益發達し來り、支所を神戸、京都、名古屋、門司等に置き、東京興信所との連絡は勿論、米國、獨逸、佛國、濠洲等の各興信所等とも連絡し、加盟者に對する審問の回報をなし、週報、號外、報告及日報を發行し、日々發生する商工業上の波瀾を報告す。加盟者は三級に分ち出金の多少にて區別あり、又英文の回報をも爲すを以て外人の加入者も少からず。又三十六年以來大阪地方裁判所管内に於ける破産財團處分の動産不動産の價格鑑定者となり居れり。所長は外山修造氏、理事は牧野元良氏なり。

尙右の外三四の類似業者あるも信用なく、記するに足らず。

大阪市の保健設備

上水道—下水道—公園—衛生組合—塵芥汚泥掃除—胞衣汚物
取扱—市營居著場—火葬場及墓地—傳染病院消毒所及隔離所
衛生試験所—醫師病院

大阪市は地質上良水に乏しく、下水溝渠の制も頗る不完全にして、且つ人口密集の度繁く、人の往來頻繁なるを以て、從來は最も不健全の都市と稱せられ、傳染病の流行と云へば、直に大阪を聯想せしむる程なりしが、明治二十年以來銳意巨費を惜まずして其の改良に従事し、汚物掃除の法を改め、上水道を敷設し、下水道を改良する等、其の設備は元より、去三十二年ベストの流行以來、消毒所、隔離所を完成し、年々綿密なる清潔法を行ひ、都市としての保健設備の完全に努力せる結果、今日に於ては寧ろ最も安全なる都市とはなれり。今四十二年度の傳染病患者數を五

年前の三十八年度に比するに、三十八年度は千三百六十四人なりしもの、四十二年度は三千七百四十一人を示せり、之を人口の増加に比較するに於て、望外の好成績と謂ふべし。以下大體に項を分ちて其の設備の大要を述べん。

上水道

工事の起源—現在工事の端緒—起工—當初の設計—
鐵管—給水不足—大擴張工事—現状

大阪市は我が國第二の大都市なるのみならず、殊に商工業の中心として人の來往頻繁にして、最も傳染病媒介の危険を有し、又市街地は沖積層に屬して飲料の井水に乏し、全市の井水三萬八千七種中飲むに足るもの僅かに千八百三十八種に過ぎざる有様なれば、古來市民は比較的

良質なる河水により生活せしが、河水は又最も傳染病傳染の危険ありて、海外との交通頻繁ならざりし當時にありては兎に角、近世海外との交通頻繁となりしかば、忽ち其の襲來を免れず。明治十九年のコレラ病流行の如きは患者數實に七千八百七十八人に達し、其の慘狀今尙話題に上りつゝあるが、此の如きは實に衛生上等閑に付すべからざるのみならず、之れが爲め直接間接に社會經濟に及ぼす損害決して少しとせず。尙火災の防備にも必要あり。されば上水道の敷設は早くより市民の最も希望したる所にして、大阪府は明治十三年宮内省下賜の衛生資金を以て水道工事の計劃に着手せんとせしが、其の工事は大計劃を要し、殊に高壓式の如きは當時我國の程度に於ては、容易に其の緒に就く能はざりき。然るに十九年コレラの大流行よりして深く市民の注意を惹起し、即ち建野知事は當時神奈川縣の傭工師たりし英國工兵大佐パー

工事の起
源

パー氏を招聘し、之に囑するに大阪市上水道の工事計劃をなさしめたり。パー氏は即ち二十年に至り、一部の計劃報告書を完成したり。其の計劃によれば工費は貳百五十萬圓を要するものにて、府は之を公債に仰ぐ事とし、其筋の許可を請ひしも、當時大阪市は十八年の大洪水と十九年のコレラ病大流行の大慘禍の餘波として、財力未だ全く恢復せざりしより、遂に其の實施を見るに至らずして止みたり。然るに其後明治二十三年長崎地方より、又もやコレラ病を傳染し、大に其の猛威を逞ふせんとするや、大阪衛生會は之を機とし、市衛生の將來を憂ひて一篇の建議を市參事會に提出せり。即ち市參事會は其の議を是とし、先づ上水道新設の議を決し、工費總額二百五十萬圓を以て明治二十四年度より、向ふ三箇年の繼續事業とし、財源は市公債に據り、新たに上水道敷設の議を市會に提出したり。是れ實に大阪市に上水道を有するの端緒と

現在工事
の端緒

なす。

かくて市會は二十四年九月二十五日大體に於て原案を可決し、且つ其の經費の三分の一は國庫の補助金に仰ぐ事を決議せり。是に於て當時の知事西村捨三氏は、直に上京して内務大臣に稟請する所ありしに、内務省は調査の上同年十月を以て其の工事を許可し、尙二十四年度より向ふ十五年間に分ち、總額七十五萬圓を補助すべき旨を通達せり。然るに市は當初國庫補助金は總額八十四萬圓と豫定したりしを以て、其の計劃を變更するの必要を生じたるより、更に精細に調査し同年十一月更に市會に諮り市會は調査委員を設けて審議の末、鐵管は總て内國製品を用ゐ、水塔に代ゆるに城内に貯水池を設くる事等を條件とし、修正の上二十四年七月三日全く之を可決確定したり。かくて參事會は水道公債募集其他について其筋の認可を經、七月廿八日に至り愈水道敷設

起工

事務所を大阪府廳内に開設し、大阪府書記官高崎親章氏を水道敷設委員長とし、大阪府技師野尻茂助氏を工事長に、大阪府屬七里清助氏を事務長に囑託し、爾來公債の募集及び用地の買収等をなし。次で城址使用につき陸軍省の認可を得、更に鐵管の製造を大阪砲兵工廠に委ぬる等、諸般の準備全く成るを俟ち、愈明治三十五年八月一日始めて城内貯水池工事に着手し、九月二十三日より水源地の工事を起し、二十六年五月八日より送水鐵管敷設工事に着手したり。

其の經費は合計貳百五十六萬圓餘にて、内國庫補助七十五萬圓(十五年賦)市公債百九十七萬圓なり。かくて二十八年十月三十一日落成を告ぐるに至れり。即ち給水方法を放任、計量の二種に定め、一日平均三立方尺十九ガロン約(四斗七升許)の割合を以て、六十一萬人に對する不斷給水を開始せり。尤も其の設計は前の率にて八十萬人分まで給水し得べく

當初の設

なしありしを以て、其の後人口の激増、市域の擴張と共に、三十三年度より三十五年度に至る三年繼續事業として、更に八十六萬圓餘の豫算を以て、第二の水道公債を發行して追加工事を起したるが、工事中ベストの流行ありしより其の期限を繰上げ工費十二萬圓を増加したる結果、同年十二月其の工を竣へ、八十萬人に給水する事とせり。其の當初の設計概要は左の如し。

取水塔 取水塔は初めて水を淀川より引入るゝ爲に設くるものにして直徑六尺の鐵筒二本を建て之れに高低の位置を異にしたる各二箇の取水口を附し鐵筒の下低より各三十一吋の鐵管を以て取水唧筒室の下にある吸水井へ自然に川水を流入せしむるものなり ▲取水唧筒 取水唧筒は吸水井内に取水塔より流入したる川水を汲上げ沈澱池へ送るべき用をなすものにして四臺の内一臺は豫備として三臺を晝夜運轉するときは人口八十萬人の需用に應ずる水量を汲上げる力を有す ▲沈澱池 沈澱池は四箇ありて一箇の長三百三十尺巾二百四十尺深十六尺にして取水唧筒室外の接合池より自然に流れ来る水を北側の溝に受け制水瓣を明

け池中へ流下せしむ一箇の池に充満したる水は下底四尺の深さを除き人口八十萬人に對し十二時間の需用に應ずる量とす ▲濾過池 濾過池は長百八十二尺巾百五十一尺深六尺九寸の池十箇より成り立ち下部には最も荒き砂を入れ漸次細き砂を幾層にも入れ上部には最も細き砂を置き沈澱池より流れ来る水を周圍の溝に受け夫れより制水瓣を経て流入せしめ之れを濾過するものにして其濾過の速力は二十四時間に九尺なり ▲量水池 量水池は濾過池より流れ来る浄水を受け之を送水ポンプ室の下にある井戸に送るものなり ▲送水唧筒 送水唧筒は濾過水の量水池より流入したる浄水を大阪城内貯水池へ押し送る用をなすものにして七臺あり一臺一分時間に押上ぐる水量は三百二十立方尺にして一臺の馬力は凡百二十馬力なり ▲辨室 辨室は水源地より来る二條の送水管一條となりて貯水池へ入り又貯水池より市街へ出る一條の配水管は更らに四條の配水管に別るゝ所にして六條の鐵管相互連絡をなし之れに各種數多の制水瓣を裝置し其開閉により市街各部の給水を調理せしむ ▲城内貯水池 貯水池は長二百尺巾百尺深十六尺の池三箇よりなり其満水面は天保山海面より百二十六尺の高さにありて水源池より送り来る浄水を貯溜し自然流下法により辨室を経て市街に配水するものなり。

右の内最も多額の費用を要する鐵管は、市會の決議により之を内國にて製造するを得策とし、大阪砲兵工廠にて製造せしむる事となり、二十四年九月先試験の爲十八噸餘を製造せしに、其の成績頗る良好なりしを以て、二十五年所要從量二萬噸に對する製造契約を爲し、鑄場の器械等は市費を以て、同工廠内に建設し、二十六年二月之が鑄造に着手せり然るに此の事たる本邦初步の事業に屬し、工廠も大に勉むる所ありしが製作高意の如くならず、殊に日清戰役に際し一頓挫を來し、製造高次に減少せしより、其の過半を外國より購入するの已むなきに至り、先に市費にて設備せし工場も之を献納するに至りぬ。かくて二十八年四月を以て工廠よりの授受を了したるが、外國より購入せしものは前後三回に及べり。然るに三十三年度の追加工事の際は、民間之が鑄造場を有するに至りしを以て、其の大部分を大阪鐵工所及神戸石田鐵工所に

於て製造せしめたり。

既に述べたる如く人口の増加、市域の擴張に伴ひ、漸次其の擴張をなし來りしが、人口の増加率は供給に超過する事遠く、三十五年頃に至りては夏期の給水に不足を告げ、斷水の厄に逢ふ事頻々たるに至りしより、同年六月二十日市參事會は之が防止策として、上水濫用に關する諭告を發し、十月末まで其の使用を制限し、且つ傍ら配水本管の制水瓣を幾分閉鎖して通水を減少せしむる等種々の方法を講じ、以て幸く斷水の厄を免れたるも、三十六年に至ては博覽會の開設等ありて人口俄然激増し、其の需用殊に多く給水制限等の姑息策にては到底纏繞する能はず、斷水又斷水更に三十七年度には四十三回、三十八年度には九十八回、三十九年度には百十八回の多きに上り、年々人口の増加と反比例に斷水の度数を増加するのみなりき、是に於てか水道擴張は市民の輿論た

るに至り、三十七年一月の市會にて建議案を可決し、遂に擴張水源地調査委員なるもの成立するに至りぬ。而して其の調査の方針としては、淀川の水源は將來工業の發達等より、悪水の放流する恐あれば相當の沈澱法を行ふも、尙將來増加する大阪市民の飲料となすに足らざるが故に、寧ろ水源を天然清淨の雨水に取る事とし、且他日高層なる家屋の建設を豫想し、火防力を顧慮し、水源を高度の自然流下法に則る事となしたり。かくて其の水源を大阪市より七里以内の範圍内に求めんとし、あらゆる方面より實地に調査したるが、結局右要求を満すに足るものなく、且自然流下法の經濟上不利益なるを確めたり。是に於て現在の水源地を擴張せんとし、城内陸軍用地借用方を兩度陸軍省に稟請せしも、遂に其の餘地なしとして不許可に終りしを以て、是亦沙汰止みとなりぬ。然るに一方人口は益増加し、三十九年には早くも百萬を超へ、斷水の度

大擴張工
事

は益甚しく、若し此の勢にて推移せば第二擴張工事竣成の曉と雖も、尙且給水の足らざるに至るを憂へ、即ち其の濫用を防止するの必要上、遂に計量給水法に依る事とし、且つ別に斷然一大擴張工事を起す事とし、水源地を淀川の右岸江口村に選み、一百萬人に對し給水するの設計として、四十一年度より五箇年繼續工事にて、其の工事費千五百萬圓は盡く市公債に仰ぐべく、一方計量器取付工事執行の件と併せて、其筋に認可の申請をなし、同時に其工事費中參百萬圓を十五ヶ年度に分ち、國庫より補助せられん事を請ひしに、内務省は計量器取付工事を別とし、上水道擴張工事費を九百七十萬圓とし、之に對し貳百四十二萬圓を十二箇年度に分ちて下付する事として許可したり。

水道擴張工事の設計の大體は、右にて一旦確定したるも、當局の怠らず調査したる結果、最近技術の進歩は、最も優超せるポンプ器械發明され

歐米の大都市にして附近に高地を有せざるものと雖も、ポンプ直送式を採用して些の支障なきを確かめたり。殊に大阪市は城内の高地に貯水地を有するを以て、城内貯水地は有力なる一全大安辦となり、其の配水法は直送式にしてポンプの運轉に危険を來すの憂なく、最も優良の方法なるを確めたれば、此處に江口村の水源豫定地を變更して、更に西成郡西中島字柴島の低地とし、其の工事變更案及び工費變更豫算等を四十年六月市會に提出し、更に其筋に向て工事施行の稟請と共に、前如く國庫補助を稟請したり。然るに柴島住民に苦情多く、遂に内務大臣に陳情せる結果、其の設計中導流壁を廢する事となり、其の工費の試額及び遠算等ありし爲め、結局總工費中より三十萬圓を減せられ、隨つて國庫補助額を貳百三十三萬圓に減少し、四十年より五十一年まで十二箇年に下付さるる事となれり。かくて起工期限を四十一年一月に延長

し、竣功期限を四十五年三月とし、工費總額を千六十一萬九千八百九十圓と更正し、市公債收入の一切の手續を日本興業銀行に委ね、此處に第二期大擴張工事の着手を見るに至れり。然るに用地買收の遅延したると、主任技師の更迭、材料購買豫期の如くなる能はざりし結果、到底豫定の四十五年度に竣功する能はざるに至り、市會も其餘議なきを認め、遂に四十七年三月を以て竣功期限とし、現に其の工事中にあり、其の擴張工事概略設計左の如し。

▲水源の位置及其水重の概算 淀川の右岸大阪府西成郡西中島村大字柴島に於て淀川の河水を取るものにて其低水量の概算は一秒時間に約三千立方尺なり

▲水道線路線路に沿ふたる地名、唧筒場、沈澱池、濾水池、及貯水池の位置

一、水道線路 大阪府西成郡西中島村より新淀川を渡り同郡豊崎村を過ぎて大阪市に到るものとす

二線路に沿ふたる地名 大阪府西成郡西中島村大字柴島同郡同村大字南方同

村大字川口同郡豐崎村大字本庄同郡同村大字南濱同郡中津村大字下三番同

郡鷺洲村大字大仁及大阪市

三、唧筒場、沈澱池、濾水池及貯水池の位置 大阪府西成郡西中島村大字柴島

▲給水の區域其人口及其一人一日に對する平均給水量

一、區域 大阪市内及接續町村

二、人口 現時の設備と合せ百五十萬人を目途とす

三、一人一日平均給水量 三立方尺半

▲人口増殖及多量の水を用ふる製造場等に對する給水量増加の見込

將來人口の増殖に依り給水量増加の見込高は五十萬人分にして水源の用地には相當の餘裕を見込みたるを以て之に相當の設備を加へ且つ鐵管線路一條を加ふれば本擴張及現時の設備の分と合せ二百萬人に供給し得る見込なりとす前項に掲げたる一人一日の平均給水量は特に多量の水を用ゆる製造場等に對する量をも含むものとす

▲水壓の概算 市内筋違橋及木津川橋附近の動水壓 九十尺

▲工事方法

一、給水人口及給水量 現時の設備は一人一日平均給水量三立方尺ありと雖も年月を経るに従ひ給水量の加ふるは歐米各市の實例により明かなるを以て本擴張設計は一人一日の平均給水量を三立方尺五とし一人一日の最大給水量を五立方尺二とし又一日中最大給水を要する一時間の最大給水量の割合を一人一日平均八立方尺とし現今の設備と合せ人口百五十萬人に供給し得るものとす

二、取水塔及砂除地 水源は淀川にして其右岸大阪府西成郡西中島村大字柴島の河中に煉瓦石造楕圓形の取水塔二基を設け各塔の長徑二十二尺五寸短徑十五尺其高さは河底より出つる事約二十餘尺とし取水するに四十八吋管三條を用ひ三十六吋管二條を以て水を砂除池に送るものとす砂除池は其四隅を半圓とせる長方形のもの貳個とし其一池の大きさは長百五十尺幅三十六尺深十尺にして混泥土を以て之を築き池毎に三十六吋の鐵管二條を以て水を取水塔に取り四十五吋の鐵管により取水唧筒室に送水するものとす

三、取水唧筒 取水唧筒は一分時に一千立方呎の水を二十五呎六吋の高に揚ぐるものにして其數七臺とし平常其五臺を使用し二臺を豫備とす

溜罐は八個を備へ平常其五個を交互循環使用するものとす
烟突は頂徑四尺高百尺のもの二個を設く

四、取水管 取水管は四十五吋及四十八吋の二管とし取水唧筒より沈澱池に水を送るに使用するものとす

五、沈澱池 沈澱池は長方形にして其數七個を造り其内一個を豫備とす而して一池の大きき長三百三十六尺幅二百五十八尺水深十一尺有効水深九尺にして十四時間の沈澱時間を有するものとす池の側壁は一割の勾配を付したるものにして張石及混泥土を以て之を築き其底部は混泥土を以て之を造る而して側壁の外周及底部混泥土の下部に加ふるに粘土を以てす
各池とも其長側壁部に併行し二個の煉瓦壁を築き池を分ちて三個の小池となすものとす

六、濾水池 濾水池は方形にして其數十四個とし平常其十二個を使用し二個を豫備とす而して一池の大きき長幅各二百四十尺深九尺五寸にして其濾過層を四尺五寸とし砂面上水を湛ふる事四尺とす且つ其濾過速度は毎二十四時間八尺なりとす

側壁は混泥土を以て之を築き其表面は張るに煉瓦を以てし底部も亦混泥土

を以て之を築く而して側壁の外周及底部混泥土の下部に加ふるに粘土を以てす

七、貯水池 貯水池は長方形にして其數四個とす而して一池の大きき長二百七十
六尺幅二百三十四尺水深十二尺有効水深十尺とし四池を合せ一日の最大量
十時間分の貯水を有するものとす

各池共其中央水の入口ある處に一の隔壁を作り其左右に混泥土造の環流壁を設くる事八條とし以て水の停滯するを少なからしめ且つ混泥土造穹窿の上屋を設け覆ふに土砂を以てし以て寒暑の變に應じ水の冷熱に失するを少なからしめ又淨水をして再び汚るゝ事なからしむ
側壁及底部は混泥土を以て之を築き側壁の外周及底部混泥土の下部に加ふるに粘土を以てす

八、送水唧筒 送水唧筒は一分時間一千立方呎の水を百六十呎の高に揚ぐる三重膨脹複式凝縮器附「フランザヤ」形にして其數九臺とし平常其六臺を用ゐ三臺を豫備とす

送水唧筒は優等工程装置付のものとし以て蒸氣の使用量を少なからしむるの用に供し且鐵管破裂等に際し唧筒機械の破損を生ずる事なからしむ

汲籠は其數十六個とし平常其八個を交互循環使用するものとす
烟突ハ直徑七尺高百十五尺のもの二個とす

九配水管 配水管は四十二吋及三十九吋の二條にして其四十二吋管は大阪市
内西部の幹線に充て其二十九吋管は中部の幹線に充つるものとす而して此
二幹線は併行して西成郡西中島村大字柴島の送水唧筒室より發し同村大字
南方に入り新淀川を過ぎて同郡豊崎村大字本庄に入り同村大字南濱同郡中
津村大字下三番及同郡鷺洲村大字大仁を過ぎて大阪市北野に入る此れより
相分れて其西部幹線は梅田停車場の裏を過ぎり出入橋に達し堂島川を渡り
中の島に入り終に木津川橋附近に到り三十九吋管となり花園橋に到りて三
十三吋管となり運河を渡り終には二十七吋管となりて築港に達す
中部幹線は梅田新道を経て堂島川を渡り中の島に入り土佐堀川を渡り四横
堀川の西側に入り筋違橋附近に到り三十六吋管となり更に助右衛門橋附近
にて二十七吋管となり以て道頓堀川を渡り既設の鐵管と連絡するものとす
而して二幹線共其市内に入るに及び分岐管を出し其附近にある現今の配水
管に連絡せしむる事相同し

尤も計量給水法は頗る成績良好にして、今や夏期に於ても全く斷水の
憂なきに至れるが、更に大擴張工事竣功せんには、優に百八十萬人に對
して給水し得べく、市民の保健と火防上に至大の効果あるべきを信ず、
因に大阪市水道の水質は極めて良好にて、試験の結果に據れば、固形物
四、一〇、鹽素〇、八二〇、硫酸〇、一六七、遊離安母尼亞〇、〇〇一四八、蛋白質
安母尼亞〇、〇一一四、有機物〇、一九四あり、尙又四十二年度現在の水管
は最大内徑三十一吋、最小内徑十六吋にして、其の延長二十五萬六千六
百五十間に及び四十二年度の給水計量は一億三千百九萬五千三百四
十八石なりき。

下水道

第一期工事—第二期工事—第三期工事—

第四期工事—大改良工事計劃

都市に上水道ありて下水道なきは、尙人の口と胃を有して腸と肛門を有せざるに同じ、されば大阪市に於て上水道敷設の急務たるを考慮すると同時に、亦下水道を必要とし、夫の明治十九年及び廿三年のコレラ病大流行に鑑み、早くも其改良工事の忽諸に附すべからざるを察し、爾來調査に従事しつゝありしが、明治廿六年に至り上水道工事附帯事業として、工費總額金六十九萬三千百五十六圓を以て、廿七年より二十九年まで三箇年の繼續事業とし、其の財源は五十萬圓を公債に、他は、市税及雜收入にて支辨するものとし、市會に提出し廿七年三月可決確定を見たり。

是に於て即ち同年四月準備に著手し、工事を四大區劃に分ち、總て請負に附し、使用材料中土管、セメント等の如き特に良好の品質を要するものは、現品支給の方法を探り、工事監督のため各大工區に出張所を設置

し明治廿七年十二月二十日を以て實地起工の緒に就けり、かくて其の計畫に基き工事進捗中明治二十八年の夏期に當り再び虎列刺病流行の兆ありしを以て、遽かに工事の速成を計り大に工を督し、遂に同年十二月を以て一小部分を剩すの外四大工區の工事竣功し、本邦に於ける下水排除用唧筒設置の嚆矢たる九條抽水所も亦同時に竣成を告ぐるに至れり。第二回工事は既往の實績に鑑み、全部市參事會の直營工事とし、明治廿九年初頭を以て起工し、同年中全部其完了を告ぐるに至れり。工事方法は全市を東西南北の四區に分ち、二十八年十月中市會の決議に依り、全く上水道敷設事務所と分離し、別に下水道改良事務所を設置し、其所務規程を制定し、本工事に關する事務を管掌せり。然るに曩きに豫定せし五十萬圓の下水道公債は、日清戰役の爲に所定期間に其の募集を了する事頗る困難なりしと、物價の騰貴に加ふるに二十九年の出

水に遭遇し、工事の進捗に障害を來し、工費に不足を告げしより、之が救濟策として、明治三十年三月彙に決議を経し、下水道改良臨時費豫算を更正して、明治廿七年度より三十年代に至る四箇年繼續事業となし、工費を七十八萬九千二百圓に変更して、三十年四月を以て着手せり、其工事施行方針は前回に異なる所なかりしが、工事中些の故障なく、着々其の工事を進め、同年十一月には、工事全部を竣成したり、其の工事中主なるものは東區桃谷町外三箇町に亘る隧道工事なり、以上第一回第二回工事を總稱して第一期工事となす。

第二期工

第二期工事に於て大體を竣功せるも、當市内に散在する私設下水道にして、其の効用を公設下水道と均ふするものは一萬二千餘間に及び、之が改良を施さざるに於ては、折角前に施したる改良工事の効果を完ふする能はず、然るに之を私設に委せんには到底成算なきを以て、更に前

工事費の殘額を併せて十四萬四千餘圓を計上し、其の工事を施さんとせしが、市會にて廢案となりしかば、同年五月新に八萬五千九十圓餘の追加豫算案を市會に提出し、市會は審査の結果之に修正を加へ、金四萬八千二百五十五圓の支出を可決せるを以て、直に其工事に着手せしが、事業の進捗豫想の外に出で、三十二年三月を以て豫定の全部を竣成するを得たり。

然るに本工事施行當時は財界不況のため物價下落し、工費豫算殘額を生せしを以て市參事會は更に新市並に舊市に存在する下水道にして其改良の緊急を要するものを選び、之れが施工をなさんとし、三十二年三月彙に決議を経たる豫算を更正して工費總額を金五萬四千二百五十一圓五十六錢一厘となし、之を市會に提出し、市會は異議なく原案を可決したるを以て直に前工事に引續きて起工し、同年十一月豫定の工

程を完了せり。

第三期工

以上第一第二期工事を以て、略ぼ舊市街に於ける下水道改良の目的を達したるが、尙多少の残工事ありて卅年に新編入の新市街には改良の急を要するもの頗る多かりしを以て、更に明治三十二年度より同三十六年度に至る、五箇年の繼續事業とし、其工費金廿三萬圓を支出するの案を市會に提出せるが、市會は審査の結果原案を是認すると共に、從來是れが經營は下水道改良事務所に於て單獨に施行し來りしも、上水道事務所に合併するを便益なりとし、豫算の一部を修正して金二十六萬三千六百六十七圓となし、其の計畫に従ひ事業を進行せしに、折しも市内にペスト病流行の兆ありしたため、内務大臣より之れが豫防策として竣功期を三十四年十二月に短縮すべく内命に接したれば、工費を更に三十二萬二千八百三十一圓に増加し、尙四萬五千圓の國庫補助を仰ぐ

事とし、直に稟請せるに三十三年度に金六千圓、三十四年度に三萬八千圓の補助金を下附せられ、工事は三十四年末を以て竣成を告げ、此處に下水改良工事の一段落を告げたるが、以上數年に至る改良工事費總額決算は百三萬二千四百圓にして、工事施行の延長土管二萬六千九百三十三間、溝渠七萬二千六百六十八間、展開溝三百九十七間、各戸取付下水土管二萬四千七百五十間、總計十二萬四千二百五十九間なり。

第四期工

如上明治廿七年より同三十四年に亙りて、舊市の殆んど全部及新市街の一部に屬する改良工事を終りたりと雖ども、爾來市街の發展頗る急にして當年の耕地は忽ち變じて市街宅地となり、往時の用悪水路は純然たる下水道と化し、公衆衛生上頗る寒心すべきものあるに至りたるを以て、明治三十八年二月市會の建議となりしかば、參事會は先づ之れが改良計畫を調査するの要ありとなし、明治三十九年六月其調査費の

追加豫算を提出し、直に市會の協賛を経て其調査に着手し、十有四箇月を経て明治四十年八月之を終了せり。其の調査費決算は、合計九千六百六十圓なりしが、時恰も市は市營電氣軌道の爲に巨額の資金を要し加ふるに上水道工事擴張の急なるありて、財政上俄かに改良の實施を見るに及ばず、在昔四十一年に及べり。然るに同年十月市會の再建議ありしより、遂に之を特別經濟とし先づ南區難波及び北區曾根崎方面に於ける一部の改良工事を施すものとして市會の決議を経たり。其の財源は市營電鐵收入より八萬圓宛を年々組替ゆるにあり。此の如くにして八年間中絶せし下水改良第四期工事の實施となりしが、四十二年度は専ら準備作業をなし、四十三年度より愈起工し、同年度内に豫定の工事を落成せり。其の工事の主なるは、梅田停車場東横手より曾根崎川に至る大溝渠の改良、難波抽水所及之に接続する幹線暗溝の一部改造等な

りき。四十四年度は北區上福島出入橋以東一帯の地及南區難波方面に於ける改良工事とし、現に着手中なるが上福島に於けるものは、南中島村水利組合との交渉困難にして工事の進行捗かしからず。然るに此處に下水改良に伴ふて逸すべからざるは、夫の四十二年北區大火との關係なり。罹災地の大部分は所謂新市街にして頗る不整頓なりしかば、市は道路整理の好機とし、其の計畫を定め、其の經費は特別豫算として、市會の決議を経直に實施に着手せり。而して度々議せられし蜷川の埋立も、災害地區内の瓦礫堆積して、其除却に困難せる際なりしを以て此の瓦礫を以て埋立つる事となり、其の埋立地を民有地と交換し、曾根崎新地道の道路を擴張するを策の得たるものとなし、明治四十二年十一月其決議を経、越えて四十三年一月從來此河川に注入せし下水を排除するため同新地道に築造すべき下水道新設工事費豫算の決

議を経たり然るに爰に災害地區改良事業の計畫せらるゝや、北區東西縦貫電氣鐵道豫定線も亦此機會を利用して速かに線路を劃定し、用地の買収をなすの要ありとなし、天満橋筋より上福島五丁目に至る線路の決定を見るに至りしが、本線路中出入橋以西に屬する區域は從來排水の設備を缺き下水道新設の要ありて、地形上之れが幹線は前記電鐵線路に敷設するの適切なるを以て、且つ電車運轉に先ち施工するの極めて便宜なるを認めたるを以て、該工事も亦災害地區改良事業の一部として急遽施行するものとし、明治四十三年十二月追加豫算として市會の決議を経たり、右工事中前者は四十二年度中に着手する能はざりしを以て、四十三年度に繰延べ、四十三年八月より起工せしも同年度内に終る能はず、四十四年度に繰延べたり、又後者は四十四年一月を以て着手し、三月を以て其の工を了れり

大改良計
劃

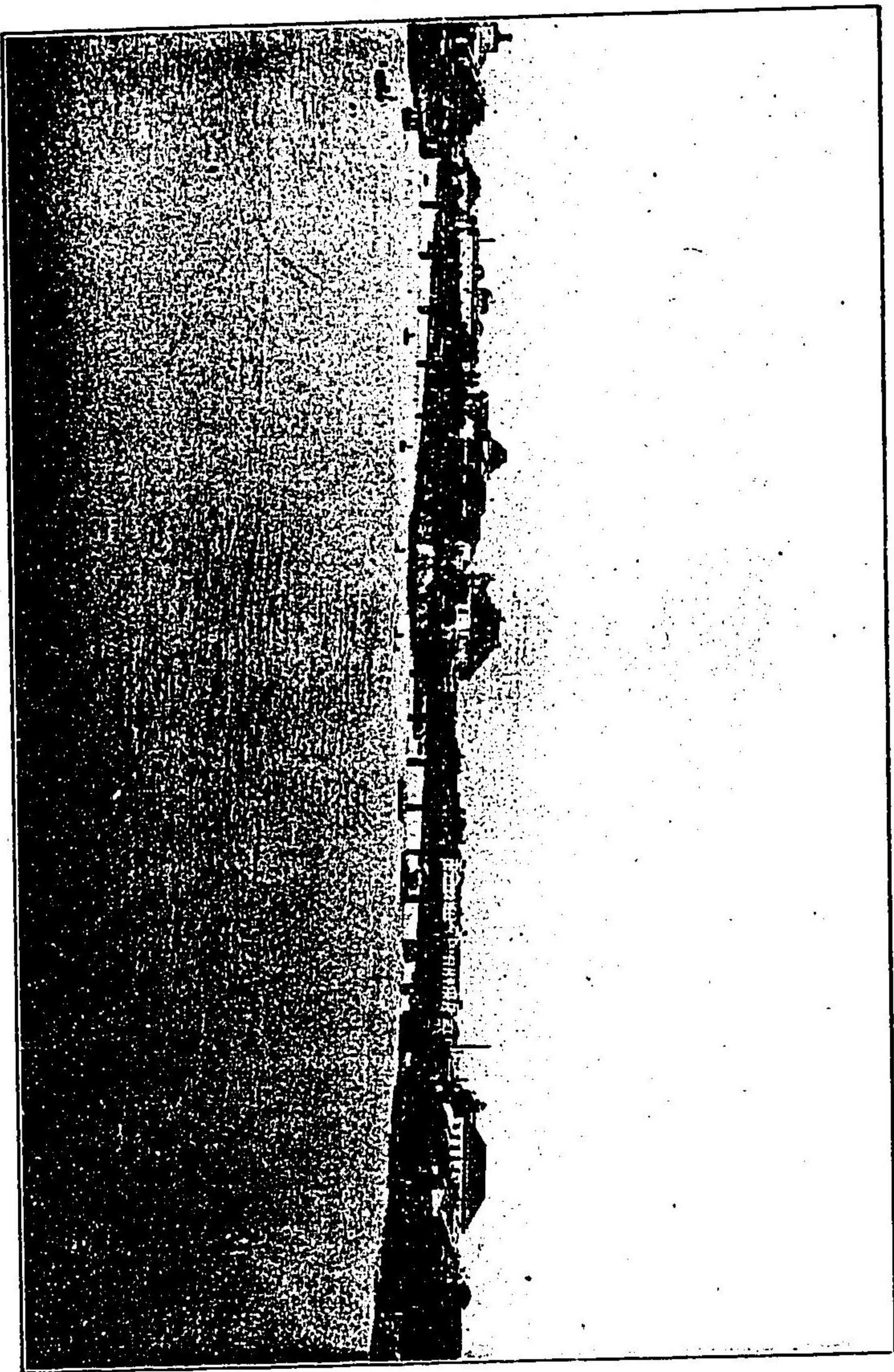
以上の如く第四期以降の下水道改良事業は繼續年度を定めず、年々財政上の實狀に應じて一小局部の工事を施行し來りしも、かくては市區發展の速度に伴ふ能はずして、永久其の事業に追はるゝの有狀となるを以て、四十四年四月市理事者は先に三十九年度より四十年に亘りて調査せる結果により、總工費を四百五十萬圓とし、内參百萬圓は公債に仰ぎ、残り百五十萬圓は之を國庫の補助に得、四十四年より五十三年に至る十年繼續事業とし、其の工事計畫は全市を十二排水區に分ち、極めて完全のものなるが、國庫補助の交渉抄々しからず、未だ實施の運びに至らざるも此大工事完成せば優に我が國都市の模範たるに至るべし。

公園

大都市と公園——中之島公園 天王寺公園

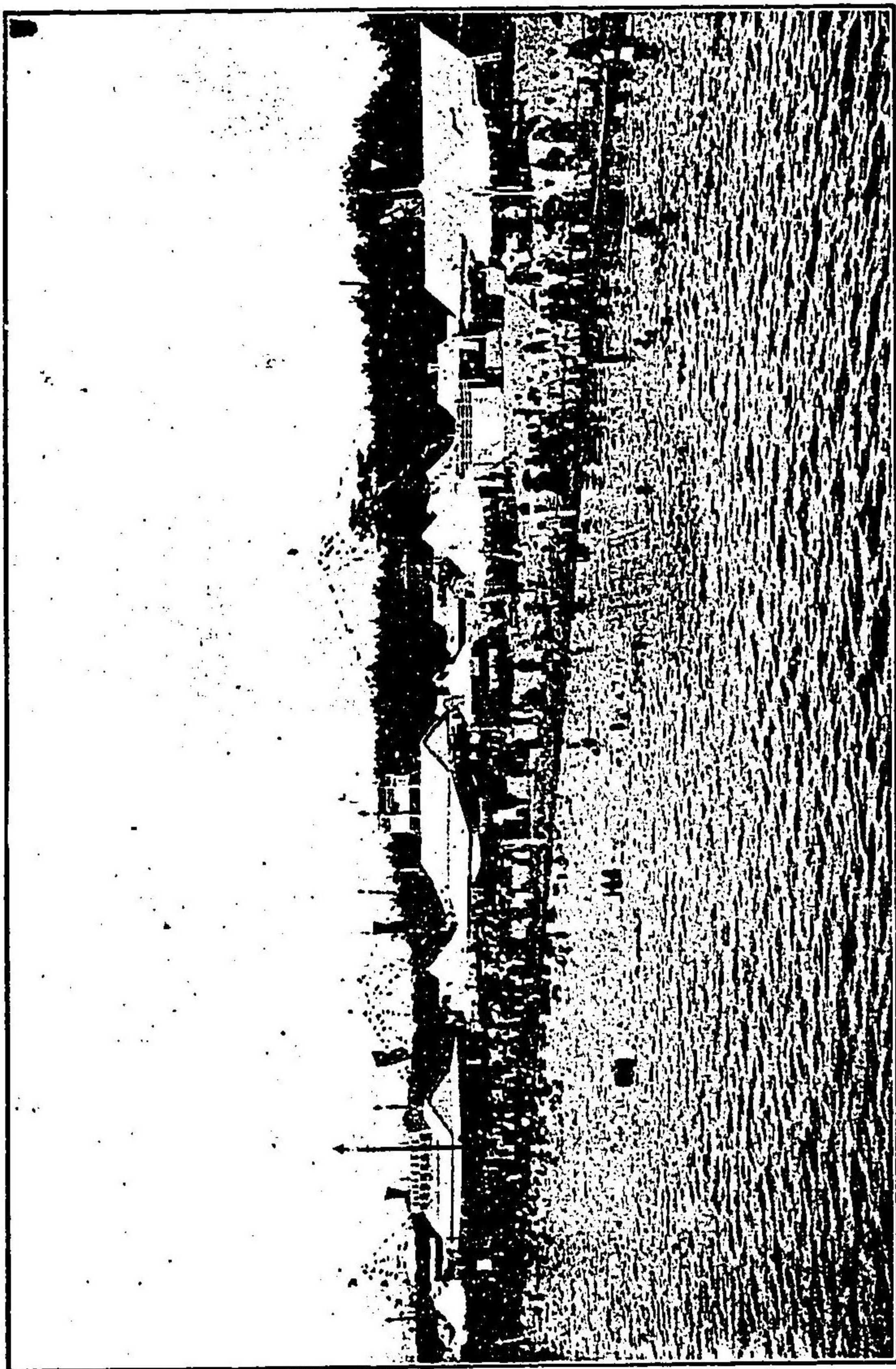
公園は尙都市の肺臓とも稱すべく、其の大小と完全と不完全とは、直に都市の健康に大なる關係あるを忘るべからず。然るに我が國の都市に於て、公園經營に意を注ぐもの極めて少きは遺憾とすべし。是れ一は人口の稠密未だ歐米のそれの如くならざりしと、我が國の各都市には大概城廓若は寺院、神社等の境地あり、古來自然に一種の公園を有せしに由るならんも、物質的文明の發達は主として都市に集注され、既に個人の庭園は年々縮少され、家屋の密集は漸次其の度を増し、將來に於ては空氣と日光は無償とせられし經濟學上の原則も爲に破壊されんする都市膨脹の大勢に餘儀なくせられ、漸く大都市が公園の經營に留意するに至りしは稍可なりとするも、未だ以て足れりとすべからず。殊に我が大阪市は古來商買の地として、特に此の如き觀念に乏しかりしに加へ、市内川沿の地は官有にして自らなる市民の肺臓となり、且つ附近に

大都市と
公園



中ノ島
The View of Nakanoshima. (from Tenjin Bridge)

濱寺公園
The Hamadera Park.



好風景の地多きより、自然斯る設備に於て完全なるを得ざりし事情なきにあらざるも、今や川沿の地は市有となりて年々に賣却され漸次家屋の建設を見辛うじて川に活きたる市民は息もつきあるなんとす。此の如きは實に大都市の面目にあらずと云はんよりも、寧ろ市民保健上の一大障害たらずんばあらじ。

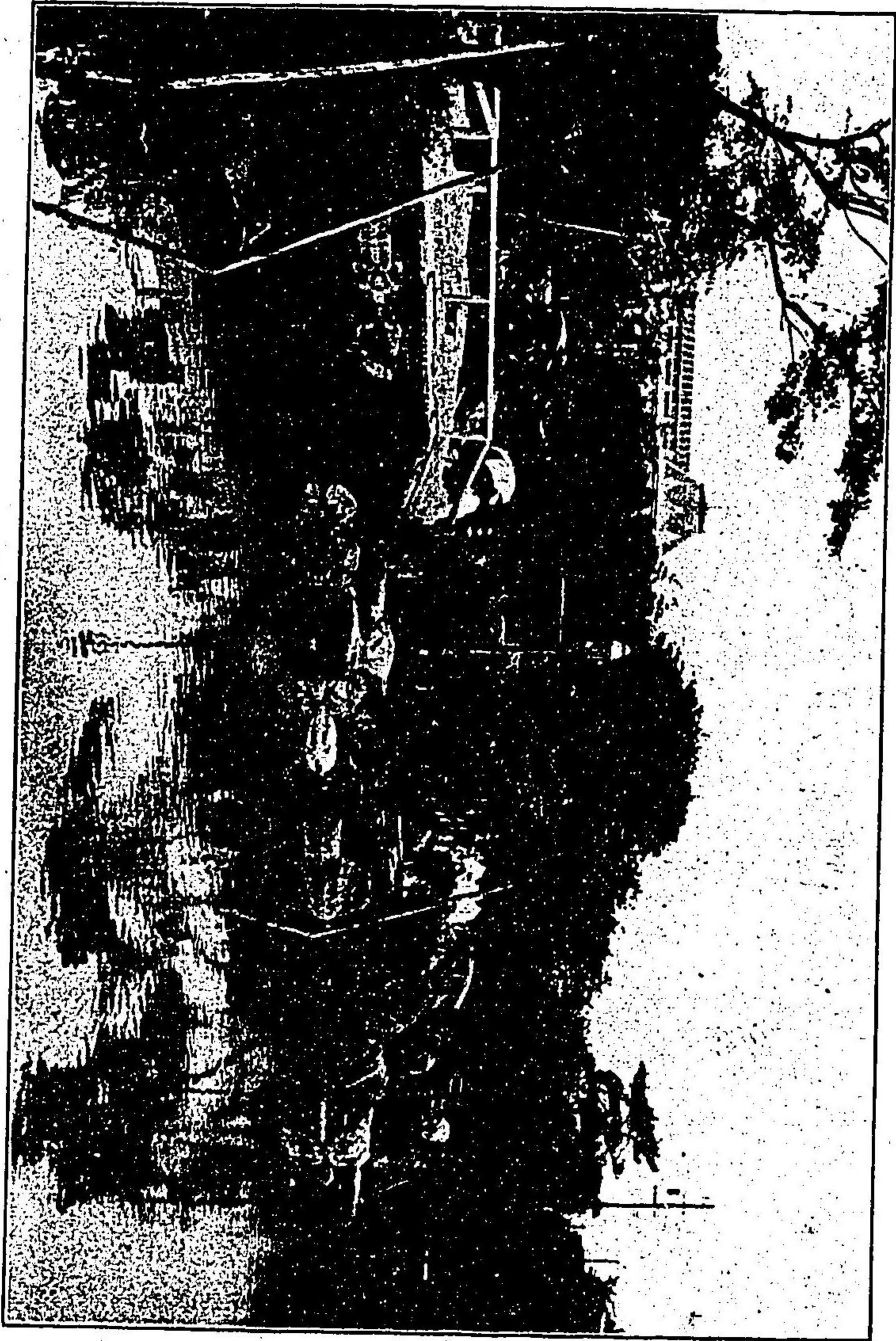
現に公園と稱すべきは中の島公園と天王寺公園の二あるのみなるも、而も中之島公園は市廳舎の新築にて大に縮少さるべく、只一の天王寺公園は地南に面して、未だ公園の第一資格たるべき市内に在るべきの條件を缺如せり。其の經營費の如きも夫の紐育が年々三百五十萬圓市俄古が二百五十萬圓、倫敦及巴里が各百萬圓を公園費に支出せるに比しては、元より同日に談るべからざるも、大阪よりも多く空地を有せる東京市の六萬圓にすら及ばざるは頗る遺憾なり。只大阪市は幸ひにも

中之島公園

市の附近に天然の公園を所在に有し、現下電氣軌道の發達と共に、住吉濱寺、箕面、寶塚、若は阪神沿道、京阪沿道等、半時にして達し得るの勝地多きを以て、稍其の缺を補ひつゝあるなり。然れども是れ市としての關する所にあらず、吾人は一日も早く市中に於ける公園の經營に着手せん事を希望に堪へざるなり。今少しく現在の二公園につき述べんか。

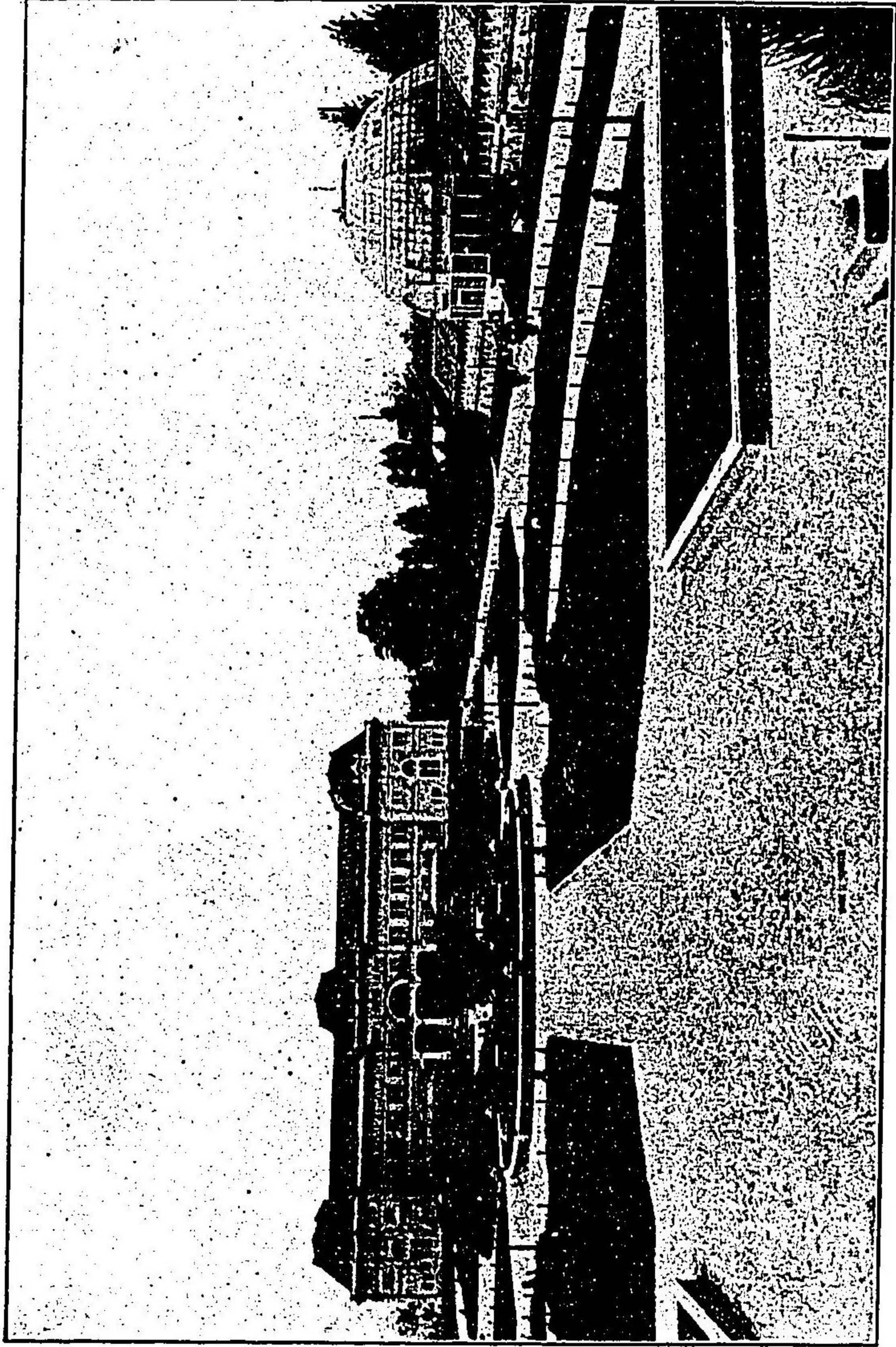
▲中之島公園 もと大阪始審裁判所の敷地なりしを、當時大阪市中には一の小公園さる之れ無かりしを遺憾とし、裁判所取拂後二十三年に至り、之を公園となせしものにて、二十四年來設備をなし漸く公園らしくなれり。其後二十五年と三十二年とに三千坪餘の擴張をなし、更に修築等設備成りしより、三十三年以來中之島公園と稱す。現在の地積總て九千百九十二坪、年々の經費大約五千圓なり。

▲天王寺公園 明治三十六年開設したる内國勸業博覽會場の跡に



園公本日寺王天
The Tennoji Japanese Park.

して、當時は南公園と名稱したり。三十七年より經營に着手し、博覽會より美術館參考館の引繼を受け、周圍に道路を設け、温室の新築、樹木の植付をなし、尙大に施設せんとせし折柄、日露戰役に際し、陸軍の用地として徵發せられ、此處に忽ち經營上に一頓挫を來たし、爾來は僅かに維持費を投するのみにて、四十一年に及びしが、其の後、陸軍省より返還を受けたるを以て、四十一年十一月に至り、疊に明治卅九年中本市の主催として開設せる戰捷紀念博覽會決算、額中貳萬三百拾圓を以て、美術館東方一帶の高地、壹萬壹千餘坪は花壇を設け、同館西面の傾斜地、四千餘坪を和式庭園となし、其の他貳萬七千餘坪の地域に洋式庭園の設備をなすの案を樹て、之を市會に提出し、其の決議を経直に工事に着手せり。然るに事業の着手年度の後尾に屬し、遂に年度内に豫定の修築を了る能はず、四千百



天 王 寺 西 洋 公 園
The Tennoji European Park.

餘圓の殘金を生ずるに至りしかば、更に其の計畫の規模を擴大し明治四十二年度に於て右殘金を合して、壹萬六千五百三十六圓の追加豫算を提出し、同年五月市會の決議を経て工事を繼續し、同年十月十五日開園式を舉行すると共に之を公開し、始めて公園の名實を備ふるに至れり。如上庭園の修築をなしたる面積は四萬二千五百餘坪なるも、外に本市の公園と稱するは中の島に於ける一墨子の地に過ぎざるを以て、尙ほ之を擴張するの必要ありとなし、明治四十三年五月更に同園の西方壹萬五千九百餘坪を劃して庭園設備をなすの計畫を定め、市會の決議を経同年度中豫定の事業を終了せり。是に於て公園の形態概ね成りたるも、尙ほ周圍の鐵柵、點燈設備等完からざるものあるを以て、重ねて明治四十四年度の臨時事業として壹萬八千三百圓を支出するの決議を経現に其の進

行中に屬す。而して年々の經費は約三萬圓なりとす。先是明治三十六年十月天王寺公園の西半部(通稱柵外地)五萬壹千餘坪は之を賣却して公債の財源に充當するの決議を経しが、内壹萬五千九百餘坪は四十三年度中庭園修築區域に編入したるに、其の殘部も亦た財政状態に隨ひ、之を處分して適當に収益を講ずる事となり。四十三年來此の地の整理を行ひ、街路を設定し之を宅地に編入する事とし、其の經費も計上せられしが、其の後計劃を變じて矢張公園の一部とし、一般公衆の娛樂に供する施設を爲すものには使用料を徴する事として、其の収益を圖り、現に其整理即ち道路及び下水道築設費六萬六千餘圓を支出し事業の進行中にあるが、右區域中二萬九千百十九坪は大阪土地建物會社に使用を許可し、目下娛樂場設備の設計中なり。此の地域を併せ公園地の全面積

は十萬四百六坪とす。

衛生組合

大阪市の衛生組合は、明治三十一年十一月府令第二百三十五號衛生組合規則により始めて設置したるものにして、其の當時は十數箇町乃至二十箇町聯合して、一大組合を設けたるも、明治三十八年一月府令第七號を以て、衛生組合規則改正せられ、一組合の戸數を十戸以上百戸以内に制限せられたるを以て、組合の數非常に増加し、四十四年六月現在組合數は東區二百七十八、西區四百八十四、南區四百六十、北區三百六十一、計一千五百八十一あり。此等組合は各組長、副組長及書記使丁等を置き、市區長の指導誘掖を受け、常に組合内の衛生状態に注意し、傳染病流行等の際は各自豫防の方法を講究し、講話會を開きて公衆衛生の注意を

喚起する等、其の成績頗る觀るべきものあり。

塵芥汚泥掃除

市内の塵芥汚泥掃除事業は、其の完備せる點に於て是亦大阪市の誇とする所にして、其の塵芥の處分即ち焼却等の設備は、全國都市の模範たるを失はず。現在に於て日々市内各戸より生ずる塵芥汚泥は約十萬貫以上に達せるが、之を土地の状況により毎日若は隔日、三日目に取除け搬出し、以て市内の清潔を保ちつゝあり。現在此の事務に従事せる吏員は監督長一人、監督十一人、巡視八十人にして之を左の如く市内の各要所に派出せり。即ち

内勤監督長一人

監督二人

巡視六人

第一區派出所

監督二人

巡視十五人

第三區同上	監督一人	巡視八人
第四區同上	監督一人	巡視八人
第五區同上	監督二人	巡視十五人
第六區同上	監督一人	巡視八人
第七區同上	監督一人	巡視十人
第八區同上	監督一人	巡視十人
河川係	監督一人	巡視十人

内勤吏員は一般の庶務に服し、出張所詰員は受持区内の掃除事務に従ひ、河川係は河川の清潔保持及び塵芥の運漕を監督するなり。塵芥焼却場は福崎、長柄の二箇所、木津川には投棄場あり、日々搬出する塵芥を焼却し又は投棄す。日々百七十輛の塵芥運搬車と、十八輛の汚泥運搬車及び百廿艘の塵芥運漕船及び三十艘の汚泥運漕船によりて人夫五百餘人を使役して、其の事業に従事せり。又別に公共便所掃除人夫十二人ありて其の清潔を保持しつゝあり。又此の事業に關する營造物

は

公共便所三百九十七箇所 ▲公共溝渠延長五萬九百五十八間除 ▲塵芥蒐集場六十三箇所 ▲汚泥蒐集所百五十箇所 ▲塵芥焼却場貳箇所 ▲塵芥投棄場一個所

なるが、一個年の經費總額四十三年度現在にて拾壹萬貳千六百五十七圓を要せり。

而して塵芥の處分は日々の蒐集する塵芥中三萬貫内外は之を焼却し、肥料灰となして販賣し、其の他は其の儘堆積肥料として賣却するもの及び木津川其他無害地に投棄するものにて、肥料灰は一個年約五十萬貫にして、之が賣却代金は五千圓内外なり。又堆積肥料に附するものは毎年一千萬貫以上にして、其の賣却代金は四千圓内外あり。

胞衣汚物取扱

胞衣汚物取扱は、即ち出産及び死亡に關する汚穢物處分の謂にして、其の起りは三十二年九月府令を以て之が取締規則を發布せるにあるが當時は營業區域を定め大阪市及東成西成の兩郡内に於ける營業は、大阪胞衣取扱所及び永續合資會社に許可し、市内北野一圓は北野衛生組合の事業として經營せしが、何れも設備不完全なるのみならず、取扱に關しても頗る衛生に適せざる點多く、而も一方市は逐年膨脹して人口の激増するあり、公衆衛生上實に等閑に附すべからざるは勿論、當然市營となすべきものなれば、三十九年十月市會の決議を經、之を獨占する爲、取締規則を改正して大阪市内の營業者を一人に限定するを條件とし、従前の營業者より權利及什器等を買收し、直に認可の申請を爲し、同

月二十三日許可を得直に其の市營事務を開始せり。尙市が郡部に事業を擴張するは穩當ならざるを以て、東成西成兩郡の權利は之を個人に讓渡せり。

其の蒐集方法は産婆又は區役所より通知あるに従ひ、直に人夫を派出して取集めしめ、胞衣は次の方法によりて取扱處分し、汚物中襪襪古綿等價格を有するものは洗濯の上、一定の消毒方法を施し、之を賣却し、其他は投棄若くは焼却に付するにあるが、之が處分の爲胞衣埋沒場、汚水投棄場併置を天王寺字經立に、胞衣汚物焼却場を西區北福崎町の尻無河口に、又汚水投棄場を府下西成郡鷺洲村字浦江に設置せり。年々の取扱料其他の收入二萬圓内外に達し、二三千圓の收入を得つゝあり、其の取扱料及胞衣の處分法左の如し。

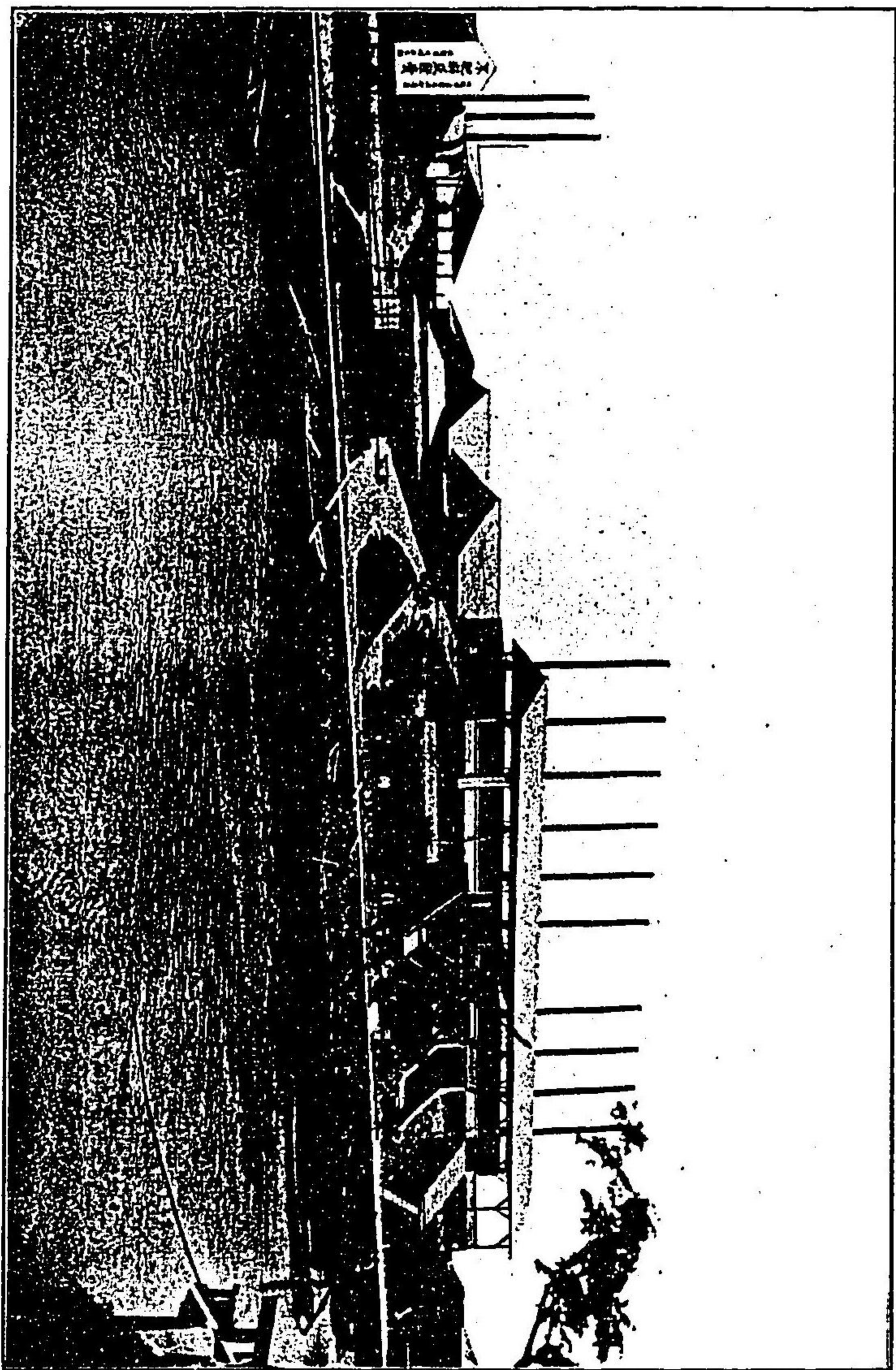
▲胞衣取扱料 特等一回貳圓、上等一回、中等五十錢、下等三十錢

特等は特等地に埋め石標を建て、保存し、上等は上等地に埋め木標を建て五年間保存し、後胞衣塚に合埋中等は中等に埋め木標を建て二年間保存の後胞衣塚に合埋す、下等は全部焼棄す

▲汚物取扱料 汚水一回金参十銭、汚物一回金拾銭(但赤貧者並に胞衣と同時に取扱ふ汚物は取扱料を徴せず)

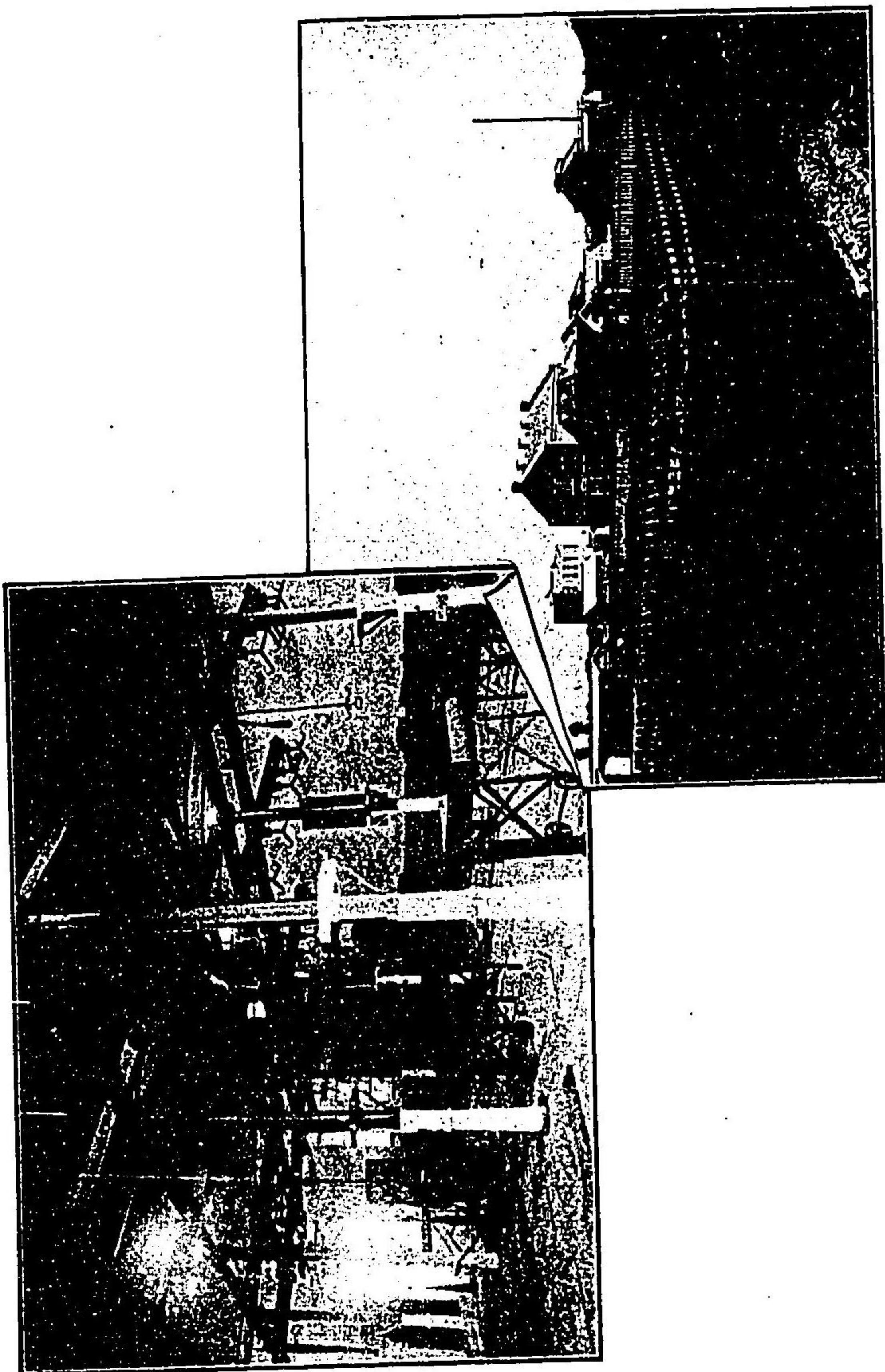
市營屠畜場

獸肉は日本人の主食物にあらざれども、近年は大に其の需用増加し、之が生産場とも云ふべき屠畜場の設備の完全と不完全及び其の監督の如何は市民の衛生に少からざる關係あり、政府に於ても三十九年法律第三十二號を以て屠場法を發布するに至りし次第にて、此の如き事業を市に獨占經營するは、都市保健上最も策の得たるものなる事は云ふ迄もなし。従來大阪市に供給せし獸肉は主として西成郡今宮村の大阪



景の場却焼芥屋立市
View of Jin-ai-yakisuteba.

大阪府立市屠場
The Osaka Municipal Abattoir.



屠場株式會社及び東成郡天王寺の浪華屠畜合資會社の二屠場を以てせしが、右法律の公布と共に之を市營となすの計畫を以て調査に着手し、四十年市會に提出せしも否決せられしが、更に創設費九萬六千圓の豫算を以て之を計畫提案せしに、四十二年八月の市會にて可決されしより、直に出願し同年九月監督官廳の許可を得、西區南恩加島町地先に建設する事となり、同年十二月起工し四十三年六月下旬に至り竣成し、七月一日より其の業務を開始せり。其の業務は云ふ迄もなく、牛馬豚羊等の屠殺、解體及び獸畜を繋留する爲め、使用料を徴して使用せしむるにあり。其の設備は最新式に則りたれば、其の速かなると衛生上の注意の行届けるとは恐らく我が國最初のものたるべし。尙附屬事業として乾血を製造し、肥料として販賣しつゝあり。尤も其の位置市の西南端にありて、市内各所への運搬頗る困難にして時間を要するを以て、川を利

用して運搬に使せん爲、屠場構内より木津川に通ずる運河を開鑿し、西區幸町通一丁目に屠肉取扱所を設け、石油發動機船を以て總ての運搬に供せり。今左に四十三年七月一日より四十四年三月三十一日に至る間に取扱たる屠殺頭數、畜舎使用數及乾血製造高並に現在の屠場使用料金を示せば左の如し。

屠殺頭數	牛 豚 羊	七千九百四十六頭 百四十三頭
畜舎使用數	牛	五千三百九十六頭
乾血製造高		四千九百七十頭
屠場使用料		
居室使用料		
(イ)甲種(普通居室)	牛 豚 羊	壹頭ニ付 金壹圓五十錢
(ロ)乙種(病畜居室)	牛 豚 羊	同 金貳圓
畜舎使用料	牛 豚 羊	同 金壹圓貳拾錢
	牛馬 豚 羊	壹頭ニ付金五錢

火葬場及墓地

火葬場及墓地の經營が、衛生上及び風教上至大の關係あるは云ふ迄もなく、明治の初年は其の監督の必要上大阪府の管理に屬し、當時の墓地は即ち左の三個所なりき。

東成郡天王寺村字奥經立	八町五反七畝三十六步
西成郡長柄村字毘沙門堂	五町二反五畝三十九步
同 郡岩崎新田字船屋敷	一町三反二畝十四步

然るに明治八年火葬禁止の令解かるゝや、西區本田三番丁吉田吉次郎氏七名の協同火葬營業出願に對し、府は之を許可し、同年右墓地の拂下を受け、火葬場を設置し業務を開始し、八弘社と名けたり、かくて漸次業

病畜隔離室
使用料

牛馬豚 羊同

金拾錢

務を擴張して三十八年五月には資本金十四萬圓とし、其の十月浦江火葬場三反二畝を買収したるが、四十年二月に至り之を市營となし、市は一切の權利を十八萬五千圓にて買収し、同月二十日より市營事業を開始せり。市營となりし後四十年六月府の命令にて岩崎墓地を廢し、其の改葬等を四十二年にて全く終了したれば、現在の墓地は三個所となり。別に外人墓地は元大阪市西區池山町に在りて、大阪府に屬せしも條約改正と共に大阪市にて經營する事とし、更に府と領事團と協議の上其の場所を東成郡天王寺村に三千百二十七坪をトし、三十五年工事落成し之に移轉せり。又火葬場の設備は市營となると共に最新式の竈を用ゐたれば、何等附近に衛生上の故障なく、是亦全國の模範と稱せらる、尙年々の經費五萬餘圓に對し、七萬餘圓を收入しつゝあり。而して現在の墓地及火葬場は左の如し。

場所	墓地	境内	葬儀所	火葬場	札祭所	休憩所	事務所	其他
天王寺	三、三〇 <small>坪</small>	一、六五 <small>坪</small>	四七 <small>坪</small>	二六 <small>坪</small>	三〇 <small>坪</small>	全 <small>坪</small>	三〇 <small>坪</small>	一、八〇 <small>坪</small>
長柄	九、九六	四、四六	三五	五五	三〇	七〇	三三	一、四〇
浦江	八〇	一七	三三	三三	三〇	八	三	三
外人墓地	三、二七	—	五	—	三	—	九	五

然るに是れ丈けにては人口の増加と市域の擴張とのに比例して頗る不便なるより、市當局者は更に東南部に一個所、北部に一個所の増設を企圖し居れり。

傳染病院消毒所及隔離所

▲傳染病院 明治廿年以前は天王寺、難波、長柄等に避病舎の設けあり傳染病流行に際し臨時之を開設する事となり居りしが、二十年に至り

南區天王寺筆ヶ崎町の現在の場所に傳染病院を建設すると共に、右等の避病舎を廢止し、外に本庄に分病院を設けたり。かくて明治二十九年三月廿三日の市立病院規則の制定により、天王寺にあるを桃山病院本庄にあるを本庄分病院と稱し、同時に之を常時開設し、以て市内に於て發生する傳染病患者の隔離救治及傳染病に關する微菌の研究をなす事となれり。而して本院は特に自費入院を許可するもの、外、一切之を徴收せざる事と定めたり。

明治三十年には天然痘及コレラ病流行せしより、同年十月細菌研究室、廐舎、馬匹注射及血清採取場等を築造せり。尙三十二年ベスト流行するや、同病院は特に其の研究をなし、其の豫防法を調査の結果、隔離、消毒所を設け諸般の設備遺憾なきに至り、大に面目を一新せり。其の後と雖も改善と研究に怠らず、三十四年ベスト菌取扱規定の發布せらるゝや、ベ

スト菌検査所を設け、消毒室、ベスト菌培養室、検査室、試験動物室、替衣室其他を新築し現に病室の改築中にあり。初めは市民の衛生思想幼稚にして、却て本院に入院するを忌避するの風ありしが、機會ある毎に斯る惡風の掃盡に務められたれば、今日にては進んで入院するの風あり。目下病院の組織は醫局、藥局、庶務部に分れ、其の従事員は院長一人、副院長一人、醫員四人、助手二人、調劑手二人、事務員七人、看護婦三十四人、其他十一人、計八十七人なり。

▲消毒所 日清戰役後新領土臺灣との交通益頻繁となり、何時ベスト等の侵入するやも料られざるを慮り、消毒所を北區西野田下島町官有附屬地宇鼠島に設置せんとし、三十二年六月右土地借用方を知事に申請し、一方市會の審議を経て愈三十三年其の工を起し、其七月全部落成を告げたり。同年はベスト頗る猖獗を極められたれば、急に建設されしもの

なるが、其の當時のみにて消毒したる汚染物件は、其の容積一萬五千百五十八立方尺の多きに達し、大に其の効果を顯はしたり。其の後三十八年にペスト再び流行したれば、更に其の機關を擴張し、倉庫等を増設したり。尙市は消毒の依頼に應せん爲其の方法を立案中にあり。

▲隔離所 三十七年桃山病院天王寺分院の不用に屬したる建築材料を以て、現在の鼠島に建設したるなり。爾來四十一年度及四十三年度に隔離室の増設其他各般の設備を完成し、隔離人員四百名の收容力を有す。創設以來の隔離人員左の如し。

年次	人員
三十八年	五七二
三十九年	一九三四
四十年	三、六〇八
四十一年	一、二一九

四十二年	六七八
四十三年	二、八六六
計	一〇、七七七

衛生試験所

衛生試験所の前身は明治二十二年の飲水試験所規則なるものを制定し、飲水試験所を設立したるに起因せり。當時は二人の技手と一人の書記を常設し、水質の良否を試験し保健上の注意を促しつゝありしが、二十六年よりは新たに所長及技手を囑託し、化學的及微菌學的試験をなし進んで各戸につきて採水をなし試験しつゝありしが、二十八年一旦之を廢し其の事務一切は内務省の大阪衛生試験所に委囑する事となせり。然るに同年上水道工事成りしを以て、府は上水検査及取締規則な

るものを發布せり。是に於て新に上水試験所規則を制定し、之を開設したり。而も市の膨脹と共に一般衛生上の試験若は研究を要する事多く到底之を内務省衛生試験所及府廳内の研究室に委嘱するの煩に堪へざるに至り、大都市の面目としても亦之が一大機關の設備を必要とせしかば、三十九年四月始めて専門技師を聘し、同八月十日を以て市立衛生試験所の開設を見るに至れり。尤も之と同時に上水試験所を廢したるが目下の要務としては上水の検査、水質、井水、飲食物、排泄物及市吏員、學校職員等の身體検査防疫上の調査、消毒隔離法制定、消毒實施視察、消毒用藥品其他の分析、種痘、血清注射其他學校衛生の意見、市營肥料の分析試験等頗る多様多岐に互れり。

病院、醫師

大阪は醫術の進歩及び病院の設備等に於ては、京都又は福岡の如く特殊の機關之れ無きも、少くも東京に次ぐの設備を有するは勿論。尙京都とは頗る近接の間柄なれば、京都醫科大學の諸博士にして大阪の病院の一員となり、又は往診する者少からず。而も桃山の赤十字病院分院、府立大阪醫學校病院の如きは、其設備の進歩發達全國稀に見るの病院と稱せらる。

大阪市に於ける醫師の總數は四十二年現在にて九百十七名、内西區二百二十八名、南區二百七十二名、東區二百五十八名、北區百五十九名なり。又藥劑師は總て二百七十四名、西區四十五人、南區五十八人、東區百四人、北區六十七人にして、別に産婆七百五十五人、看護婦五百三十九名あり、醫師は醫師會なる團體あり、其他産婆、看護婦等にも夫々團體ありて互に向上進歩を圖りつゝあり。